

令和元年第3回東大和市議会定例会会議録第21号

令和元年9月5日(木曜日)

出席議員 (21名)

2番	大 后 治 雄 君	3番	二 宮 由 子 君
4番	実 川 圭 子 君	5番	森 田 真 一 君
6番	尾 崎 利 一 君	7番	上 林 真 佐 恵 君
8番	中 村 庄 一 郎 君	9番	根 岸 聡 彦 君
10番	木 下 富 雄 君	11番	森 田 博 之 君
12番	蜂 須 賀 千 雅 君	13番	関 田 正 民 君
14番	和 地 仁 美 君	15番	佐 竹 康 彦 君
16番	荒 幡 伸 一 君	17番	木 戸 岡 秀 彦 君
18番	東 口 正 美 君	19番	中 間 建 二 君
20番	大 川 元 君	21番	床 鍋 義 博 君
22番	中 野 志 乃 夫 君		

欠席議員 (1名)

1番 関 田 貢 君

議会事務局職員 (4名)

事務局 長	鈴木 尚 君	事務局 次長	並 木 俊 則 君
議事係 長	尾 崎 潔 君	主 任	高 石 健 太 君

出席説明員 (27名)

市 長	尾 崎 保 夫 君	副 市 長	小 島 昇 公 君
教 育 長	真 如 昌 美 君	企画財政部長	田 代 雄 己 君
総務部長	阿 部 晴 彦 君	総務部 参事	東 栄 一 君
市民部長	村 上 敏 彰 君	子育て支援部長	吉 沢 寿 子 君
福祉部長	田 口 茂 夫 君	福祉部 参事	伊野宮 崇 君
環境部長	松 本 幹 男 君	都市建設部長	鈴 木 菜 穂 美 君
学校教育部長	田 村 美 砂 君	学校教育部 参事	佐 藤 洋 士 君
社会教育部長	小 俣 学 君	総務管財課長	岩 本 尚 史 君
保育課 長	関 田 孝 志 君	子育て支援部 副 参 事	越 中 洋 君

青少年課長 新海隆弘君
ごみ対策課長 中山仁君
建築課長 中橋健君
学校教育部 吉岡琢真君
副参事
社会教育課長 高田匡章君

環境課長 宮鍋和志君
土木課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 石川博隆君
給食課長 斎藤謙二郎君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 床鍋義博君

○議長（中間建二君） 昨日に引き続き、21番、床鍋義博議員の一般質問を行います。

○21番（床鍋義博君） おはようございます。

昨日に引き続きまして、再質問をさせていただきます。

昨日、私の質疑の中で、ツイッターとフェイスブックで、余り告知をしてなかったんじゃないかっていうことを申しあげましたけれども、また確認したところ、ツイッター1回、フェイスブック3回、やられてましたので、おわび申し上げます。ただ、ツイッターのほう、逆に何ですかね、言ったことは、ツイッターのほう、タイムラインですごく流れてしまうので、数をたくさんやったほうがいいんじゃないかっていうことは、やはり同じことなので、それは重ねてお願いを申し上げます。

ちなみに、きょうのツイートは交通安全市民のつどいと、本日、5日、11時半から行われる多摩湖梨の品評会についてツイートされてましたので、ちなみに。ちゃんとしっかりやってるなというふうに思います。よろしく申し上げます。

引き続き、⑤の防災マンションの認定制度についてをお尋ねします。

各市、区が防災マンションについて、名前が違ったり、認定マンションであったり、強化対策だったりするのでいろいろ違うんですけども、さまざまな方法でマンションの防災組織をしっかりと、自助を進めるような取り組みを行っております。

例えば中央区の防災対策優良マンション認定制度ですけれども、これは認定要件として防災組織を設置している。防災マニュアルを作成している。防災訓練を年1回以上実施している。地域との連携が図られているということを内容として、これに対してどういう助成を行っているかという、防災訓練経費の助成、年額上限5万円。防災資機材の支給、30万円相当。

墨田区の場合は、すみだ良質な集合住宅認定制度防災型。これは必須要件項目として、耐震性、設備配管にフレキシブルジョイントを採用、地震時管制運転装置が設置されたエレベーター、備蓄倉庫の整備、生活用水の確保、住戸内の安全対策といったところを必須項目にしております。それに対してどのような助成が行われているかという、特に防災に配慮した場合、機能整備費補助、防災として200万円。高度耐震性能整備費補助として、延べ面積、掛けることの2,500円で上限が500万円。居住者向けの補助というものあって、設定住宅の居住者間で行う防災に対する自主活動に関する経費や、これに役立つ共用設備の消耗品の購入等を毎年補助、年間上限5万円と。

そのほか荒川区等でもさまざまな認定基準がありますけれども、助成を行っているといったところです。

大阪市などは、金額の助成ではなくて、大阪市が耐震マンション、大阪市防災力強化マンションということで認定をして、プレートを交付をして、大阪市が宣伝を行うと。それをすることによって、準備段階からそれができるらしいので、それで金利が優遇されてすごくマンションの付加価値が高まるといったことです。これ

なんかは自治体のほうから、何かこう金銭的なものが支出されるわけではないので、非常にいい制度かなというふうに思ってます。もちろん予算をつけてしっかりとやれば、やっぱりインセンティブが働くと思いますので、そういった方法をとるというのも一つの方法かなと思うんですけども、さまざまなやり方で、やはり自助の中で、マンションの中で3日間はそこで避難をしてもらうにはどうしたらいいかということ、やっぱり各市、区が考えてるわけですね。

やっぱり前回、この件もお尋ねしたときには、やっぱり研究していくという話でしたけども、今回、答弁でも同じ検討するということだったんですけども、やはり実際に本当に身になって、このマンションが自主的に防災対策をするのは当然ではあるけれども、自助・共助・公助ということを掲げて、自助を推進するという市の方針でしたら、やはりこのあたりのインセンティブ、どういうふうにつけていくのかっていうことを教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 先進市で行われているさまざまな防災マンション認定制度についてのお話がありました。市長答弁ございますとおり、基本的には自助へのインセンティブの提案としては、十分理解しているところでございますけども、コスト負担もあるということや、ちょっと3年ほど私、担当としてやらせていただきまして、このインセンティブにつきましては、何て言ったらいいんでしょうか、おどしとか知識というのはなかなかこう成果につながっていかない。おどしにすると、どうしても外圧的に形成される危機意識というのはすぐに、長続きしない部分があったりとか、知識を伝えますと、何か想定にとらわれてしまったりというような感じがあって、できれば姿勢を重視して何かできないかということで、今、暗中模索をしているという状況でございます。インセンティブにしてしまうと、これがなかったらやらないっていう話になる危惧もちょっとあるので、その辺のことが研究材料ということが1点と、それからコスト負担もあるということなので、現時点では今、市のほうでは自主防災組織として認定していただくと、そういう防災資機材を無料で配布しておりますので、そちらを当面は活用していただきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） おっしゃることは非常にわかるんですけども、何か物事をしてもらう、させようっていうふうにすると、金銭的なものだけではないです。今、大阪市の例も話したとおり、違う形でもいろいろありますので、そういった財政的な援助だけっていうふうに見えちゃう。今ちょうど私が例に挙げたところは、全部財政的な負担のところでしたけど、そうじゃないところもありますので、そういったことも含めてどうしたら自助が進むのかっていうことを研究してほしいなというふうに思います。

この項目については以上です。

次、平常時の食糧のローリングストックについて再質問をさせていただきます。

ローリングストックというものは、さっき御答弁でも市長がされたとおり、ふだん日常生活で使用する一定量の食糧を少し多目に購入して、古いものから順々に使うことによって、常に一定量が家庭に蓄えられているというようなことで、非常食っていう形で買ってしましますと、それ消費期限が知らないうちに過ぎてしまったりとか、またいつの間にかやっぱり危機意識がなくなって忘れられてしまうのかっていうことをなくすために、非常時のものを日常に取り入れるということで、非常に有効な手段だというふうに思って、最近はいろんなところで取り入れられて、やっとなローリングストックっていうのが一般名詞になりつつあるのかなと思います。

そうした中で、市のホームページの中で、1日分の食料はこんなもんだよっていうのを見させていただきま

した。多摩湖をバックに、ペットボトルの小さいところが5本ぐらいあったのかな。あと乾パンがあつてって
いうのを見ましたけれども、乾パンはどっちかっていうと非常食なので、ローリングストックに、あれはあれ
で全然問題はないんですけども、通常ローリングストックで、よくいろんなイベントとかで見るときには、多
いのがやはりパスタ類、あとはレトルト食品、カップ麺系、後は粉物ですね、ホットケーキのもとだったりす
ると、水でつくれるようなものがすごく出ているので、そういったものであると、もう今は通常、日常で使っ
ていけるので、そういった一覧みたいなものが、結構わかりやすい形で展示している、そういう防災のフェア
とかでもあります。私が住んでるマンションとかでも、夏祭りとかに防災グッズの展示とかをしてるんですけ
れども、その防災グッズの展示の中に、ローリングストックということで、家族4人を想定をして、4人だと
水だとこれぐらい、パスタだとこれぐらい、レトルトだとこれぐらいという分量をわかるようにしているんで
すね。そうすると、どれぐらいのストックの場所が必要なのかというのもよく見えますし、ああこういうもの
だったら、ふだんスーパーに売ってるもので十分なんだということがよくわかるので、そういったふだん売っ
ているものというものを中心に集められて展示するのは、すごくいい方法だと思うんですけども、それに関
していかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話があった件については、そのとおりだというふうに認識してございます。
市のほうでも、そういう観点からホームページに一応画像を載せたり、過日の総合防災訓練におきましても、
市役所のブースで展示を一応行わせていただきました。そういうことで周知に努めておりますので、市として
は引き続き今のようなお話もあって、もう少し工夫できれば、よりローリングストックの例示に近いようなも
のでやってみたいと考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 後で災害時の他の団体との提携についてで話そうかなと思ったんですけども、東大和
市では災害時に協定を結んでいるところで、例えば市内のスーパーとか、そういうところと提携をしてますよ
ね。すると、そういうところで、ローリングストックの食事っていうのは、こういうのですよっていうのを見
てもらって、それがもうそのパッケージごとなんかそこで売ってるみたいな、そういう協働してやるというの
も、例えば防災のときに協力をお願いをして、こういうものは今防災フェアをやっているの、うちで買って
くださいみたいな、そういう協力の仕方もありかなと思うんですけども、こういうのは難しいんですかね。

○総務部参事（東 栄一君） 例えば東京都は、1年に1度は備蓄の日として、11月19日を定めておまして、
周知に努めてるということで、それに合わせて、例えばホームページ等で何か、今のホームページで備蓄に関
しては年に3回ぐらい、ちっちゃなコマですけども、周知をしておりますけども、そんな中でやりながら周知
はできるかなというふうに思います。

先ほどの民間の事業者さんとの連携の中でそういうことをやれば、より効果的だというお話だと思いますが、
民間の事業者さんとか、まだ細かな調整というのが、これからの課題ということになっておまして、その辺
を踏まえまして、今後その辺、調整しながら検討していければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、お願いします。

民間のところ、本当に災害が起こったときに協力してもらおうというのは非常に大切で、それは、そのため
にも逆に、ふだんから逆に民間、せつかく協定を結んでいただいたので、こちらからも何か御提案をして、こ
ういうふうにすると、もし本当にそれが、ローリングストックが浸透して、皆さんの備蓄が少しふえるのであ

れば、まあ言い方おかしいですけど、売り上げ上がるので、協定もしてより協力をしようという気にもなるのかなと思いますので、ぜひそのあたりのほうよろしくをお願いします。

次に、防災に関する出前講座ですけれども、先ほど御答弁いただいて、概要、回数についても、内容についても理解をしました。ただ、その中で一番、出前講座をした中で、多かったものというものですよね。どういったことで一番困っているのか。また、それに対してどういうアドバイスをしたのかというのが、具体例がもしあれば教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 具体的に地震とか災害が起きたときに、どう行動すればいいのかっていうお話が、あとどんなものを持っていけばいいのかとか、そういうことが多かったなと思います。一般的な話だけをしてきて、まず一時（いつとき）避難所のほうに、その場所も確認しながら行っていただいととか、その後、自宅にお戻りになって、生活ができるのであればそこに戻ってもらえばいいんですけども、無理なようであれば避難所と言われるところに行って、指示に従っていただくというような話で、必要な、家から離れるときに非常持ち出し品なんかを既に準備してやっていると助かりますみたいな話をしているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私も今、自分の住んでるマンションの防災プロジェクトに入ってるんですけども、やはり一番多いのが、どうしたらいいかわからないっていうのが一番多い答えでした。じゃ、一時（いつとき）避難所はどこか知ってますかって言うと、ほぼほぼ半数以上知らないですね。

それはもう住民の意識の問題だと思うんですけども、どうしたらいいかわからないんだったら、じゃどこに聞けばいいのかっていうことが、後で災害時に関する情報の提供についてでも話すんですけども、情報が集約する場所がどこにいいのか。最終的には何か、結局、市役所に聞けばいいんじゃないのっていうふうに皆さん思っているんですね。実際そうかもしれませんが、本当にそうなったら、多分市役所、対応できないと思うんですよ。皆さんからの電話は多分対応できないので。だから、そういったところをどういうふうに知らしめていくのかっていう、まず最初に行くことは何かということだけでも、市民の人がわかればいいのかというふうに思っております。

次の項目に行きます。

市が実施したDIG（図上訓練）、HUG（避難所運営ゲーム）のその効果と活用についてです。

これ幾つかの地域でやられて、私も2カ所ほど行かせていただきました。非常に参加された住民の方からは、こういうことやったことなくて非常によかった。実際にこういうことをシミュレーションすることで、こんな問題があるんだなということが、よく理解できたということで非常に好評だったというふうに思っております。

実際に、これ今まででどれぐらいをやって、どの地域でやって、やってない地域もあると思うんですけども、やってない地域というのはどちらのほうか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 防災モデル事業のことですが、平成23年度から毎年度、地域を変えて実施をしているところでございます。ちょっと順番に地域を言いますとね、奈良橋、狭山、新堀、上北台、仲原、蔵敷、向原の1から3丁目で、次が立野、昨年が向原4丁目から6丁目で、今年度はまだ未定ということで、それ以外のところが未実施のところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうすると、実施が完成する、全地域、行くというのは何年度になるんですか。

○総務部参事（東 栄一君） ちょっと今回もお願いに行った地区がありまして、そこでなかなか話がまとまら

なかったのですが、また違う地域を探してるのが現状ということで、終了年度は今のところ未定でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、非常に評判のいい訓練だと思いますので、たくさんの地域で行って、少しでも住民の災害、防災の意識が高まればいいかなと思います。

次に、災害時の対応、大きい項目の災害時対応についてお尋ねします。

災害に関する情報の提供なんですけれども、先ほど御答弁の中で話されたところのほかに、その中で防災無線っていうものが、市に使われるかなと思います。その防災無線の中で、防災行政無線自動応答サービスっていうものがありますよね。それは、どのようなものでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災行政無線を、なかなか聞き取れないっていう地域が現在ございます。今ことしと来年度にかけて、防災行政無線デジタル化に向けた工事をして、少しでも聞こえやすいように調整をしながら更新を、工事を進めるところでございますけれども、従前から聞こえたところにつきましては、防災行政無線の内容を録音しておきまして、今言った電話をかけるとその音声で、3時間以内なんですけど、聞き取ることはできるということで、それぞれの訓練とか、それから防災講話のときにですね、そういったものがありますよって、お伝えはしてるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） これは3時間経過すると、聞こえなくなってしまうということですか。

○総務部参事（東 栄一君） 原則、そうしております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） それはなぜですか。例えば3時間でずっと避難所の設営があります。大分、風水害とかで、一つの地域がずっと避難勧告、避難命令とか出てるときに、防災無線をしますと。防災無線をした後に、継続している勧告だったり、命令だったりするわけですよね。それが、聞こえないというふうにするのはどうしてなんです、何かの設定でそういうふうになるのかということですか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所の設定の話は、今ちょっと私どものほうで配慮ないという話になるんですけども、基本的にそれをずっと録音しとくと、過去のものも全て縦列で聞けないうような話になってしまっていて、ピンポイントに聞こえないので3時間で一旦切っているんです。ですので、そういった避難所を開設するようなことにつきましては、恐らく時間については調整ができるので、そういう調整をして対応したいと考えてございます。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） 災害の状況にもよりますが、避難所を開設する運びになるような大きい災害と認識した場合には、刻々と状況の変化に応じて住民の方にお伝えすべき情報を、適宜、防災行政無線などで追っかけ、適時放送も流していく。そういうことも必要だと考えておりますので、そういう面では3時間の中で、状況の変化に応じて新しい情報を的確にお伝えする、そういうことを心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 3時間ごとに経過すると、新しい情報が入ると、それが上書きされちゃう感じになってしまうんですかね。それとも、まだ生きてる情報と新しい情報と、例えば3時間以内に、防災無線が2つありました。1つは、じゃ1つの地域の避難命令が出ました。次の防災無線で、もう一つの地域の避難命令が出ました。録音を聞いたときには、こっちのほうの新しいほうの避難命令だけが聞こえるのか、それともこっち

とこっち、両方聞けるのかどっちなんですかね、3時間以内だったら。

○総務部参事（東 栄一君） 現状の装置でいえば、録音して、次に録音すると消されてしまいます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） それだと、今、生きている現在の情報全てがその場で聞けるわけではないということですよ。とすると、そのときの生きてる情報を全部知りたいなと思うのが、多分住民だと思うんですね。その一部の新しく避難命令とか出たところの地域の人はいいんですけども、今現在、別なところでも避難命令が出ているけれども、それを確認したいという人はどういうふうにして確認したらいいんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災行政無線については、そういう対応になっておりますけれども、経過につきましては、見ればというのが前提になりますけど、市のホームページやフェイスブック等で、情報については周知してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） なるほど。

これ私、まだ自分で確認して聞いてなかったからあれなんですけども、そういう場合、たくさんところで被害があったときに、そこに新しい情報を出したときに、今現在、避難勧告が出てるのは、この地域、この地域、この地域、この地域ですって言うて上書きすれば済む話かなと思うんですけども、そうではないんですか。

○総務部長（阿部晴彦君） 防災行政無線で、そのときにお伝えすべきこと、それが上書きによって重要なものが、お伝えすべきことが消えてしまわないような工夫、要はお伝えすべきこと、A地点、B地点ではこうですというものを、先にA地点、そして次に追っかけてB地点のときには、A地点のが継続してれば、当然A、B、あわせて放送すること、そういうのを心がけていけば、的確にお伝えすべきことが伝わるというふうな認識を持っております。また放送の時間とか聞き取りやすさ、にくさというのもありますので、先ほどありましたようにホームページ等、ほかの手段でもそれは掲示をしていくと、そういう考えでおります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） わかりました。運用では、そういうことができるということなので安心しました。

あと先ほどのお話でも、住民の方が最初にどこに聞いたらいいのかわからないときに、もしそういうことが、最新の情報がそこに載ってるということであれば、この電話番号を周知して、ここに聞いてもらえばもう最新のあれが、防災無線の情報がわかりますよっていうのがあると、住民の方も、最初にどうしたらいいかわかんないっていうことがないのかなというふうに思いますので、そういった意味で今、電話番号が、042-563-2411ですけれども、この電話番号って、よく民間のコマーシャルではわかりやすい番号にすぐくして、語呂で合わせたりすることで頭の中に入ってくるということがあるんですけども、ちょっとこの番号だと、何か僕もいろいろ語呂を考えてわかりやすくしたらいいのかなって考えたんですけど、なかなかいい案が見当たらなかったんで、こういうものもですね、実は小中学校でよく環境市民の集いでポスターやったりとか、薬物のポスターとかでいろいろ周知にもなってるのかなと思うんですね。そういうのを少し防災ノート、もしそういう防災ポスターみたいな企画があるのでしたら、この電話番号をわかりやすく語呂で募集するとか、そういうのをしたらいいかなっていうの、これ私の勝手なアイデアなので、御答弁は結構です。そういったことをやっていって、少しでもこの電話番号を周知できるようになればなというふうに思います。

次に、市職員の招集体制についてお聞きをします。

御答弁の中でいろいろ、誰がどういうふうに行くとかっていう、そういうことを把握してるということだっ

たんですけども、もちろん発災時には通常の駆けつける時間、交通途絶などもありますから、一概にそれが想定とは違うということがあるのかもしれませんが、そういったときのために、やっぱり市内に職員が住んでるっていうのは非常に重要かなっていうふうに思います。市内だと交通途絶、関係なく、歩いて、長くても30分以内で来れるのかなというふうに思いますので、そのことについて、一昨日の窓口業務の委託のところでも少し話しましたが、採用する際にやはり市内に住んでいる、もしくは市内にすごい近いところに住んでいるというのは、結構重要なポイントだと思うんですけども、そういったことで採用するときに、考慮っていうんですかね、そういうのはされるんでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 発災時等、その場合には、市内あるいはすぐに駆けつけられる地域に住んでいるというのは非常に職員の招集体制という中でも望ましいと考えております。採用の際に、特に市内に、もちろん限ってるわけではございませんけども、遠方の地に——遠方といいますか、かなり交通機関を使って採用された場合に、職員になった場合に、通勤するような方には、市内に転居するお考えとかはありませんかというようなことは、もちろん強制とかじゃありませんけども、お声かけたりとかすることはございます。また理事者のほうからも、東大和市の職員になった場合には、消防団という組織もございますので、そういうことに関心ありますかというような声かけていいですか、質問などもさせていただいて、意識の——防災に対するといいますか、心構えっていうのを確認するってことはしております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 現状で、市職員で市内に住んでいる方の割合というのは、経年でわかれば教えていただけますか。

○総務部参事（東 栄一君） 職員課で調べていただきまして、平成27年から5年間で申し上げます。平成27年が、割合だけでいいですか。38.8%です。28年度、37.1%、29年度、35.7%、30年度、35.1%、31年度、35.2%の市内在住者の割合になってるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） やはり微減というんですか、やっぱり減っていますよね。やっぱり市の方針として、やはりさまざまな利点に住んでる人にはアドバンテージがあるはずなので、やはりこのあたり、これちょっと今回、防災とは違うので、採用に対する方針なので要望になりますけれども、この災害に関して言えば、市内に住んでる人と市外に住んでる、市外といっても遠くから通ってる人では、確実に戦力になるかならないかというのは、もう如実にわかると思うので、ぜひそういうことも含めての人事制度というのを考えてほしいなというふうに思います。

次に、災害時の避難所運営についてお伺いします。

災害時では、まず最初に市に皆さん職員が招集されるというふうに思うんですけども、避難所に関しては恐らく直接行って担当の職員が対応して、すぐ避難所をあげなきゃいけないかなと思うんで、そういうふうになると思うんですけども、どういった流れで避難所が開設されるのか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 災害の被災状況で全く変わってくると思いますけども、基本的な流れといたしましては、発災があって、それが土日、祝日や夜間であれば初動要員というのが任命されております。中学校区に10人ずつ任命されております。それ以外に本部づけの初動要員もいるんですが、その人間は必ず中学校区の初動要員であれば各中学校のほうに、10人集まるかどうかわかりませんが、集まる人間が現地に向かいます。あわせて初動のほうの本部のほうに来てる人間で、災害対策本部の設置についての準備をしていきます。

各中学校区に駆けつけた初動要員については、まず避難所になる施設が使えるかどうか、その確認をしながら情報提供するという形になりますので、避難所の開設というのはかなり先になります。時間的なことを言いますと、おおむね発災初期職員行動マニュアルっていうのの中に、おおむねの時間を想定しておりまして、発災時から3時間以内の間にやることは、職員の参集や災害対策本部の設置、それから災害情報の収集、あと市民への広報や、場合によっては自衛隊の災害派遣の要請等を行います。次の3時間後から6時間後、この間あたりにその避難所の状況や、避難者の状況、そういったものを勘案して災害対策本部で、この場所と、この場所と、この場所に避難所を開設と決めたら、その後から設置、運営が始まるということで、すぐに避難所の開設には至らないという認識でいるところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) よくわかりました。1つの中学校区に10人ぐらいいれば、もう誰かが先に着くというのが非常に、10人が全員来られるということはないと思うので、非常によい体制だというふうに思います。

それで、避難所を開設をしましたっていうことになったときに、避難所での指揮命令系統っていう、集まる人によって指揮命令系統が変わると思うんですけども、その場合には、例えばその順番ですか。第1、第2、第3とかっていうふうに全部決まっているわけですかね。指揮命令系統っていうのは、誰がトップになって、誰が指示するかっていうことをあらかじめ決めておく。マンションなんかでも決まっています。理事長がいて、理事長がいないときは副理事長がやるかっていうふうに決まってるんですけども、そういう指揮命令系統っていうのは、常に人員配置をしたときには順番で決まっているということよろしいですか。

○総務部参事(東 栄一君) 指揮命令系統につきましては、基本的に災害対策本部のもとに、災対総務部とか災対企画財政部とか、それぞれの部ごとにですね、部がありまして、そこで分掌事務が決まっております。基本的に避難所運営につきましては、災対市民部とか災対社会教育部、幾つか決まっております、その中で、その部の中で派遣職員を調整して出していただくことになっているところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ということは、あらかじめ決まっていないで、その集まったときの中で、その場で決めるっていう、そういう形になっちゃうわけですか。

○総務部参事(東 栄一君) 基本的にどれだけの人数が、また人材が集まれるかどうかは、そのときでないとわからないので、そこで決定する形になると考えておるところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) それは、多分、当然だと思うんですね。集まる人間が常にこの指揮命令系統のトップの人間だけが集まれるとは限らないので、その場で指揮命令系統を再編していくっていうのは、当然だというふうに思います。そのためにも、ふだんからの訓練っていうんですかね。例えば入所して、若い人であっても、多分その場所に1人しかいなければ、そこに指揮命令をしなきゃいけないのは、もうあなただけだよっていうような教育を、これからしなきゃいけないかなと思うんですね。そうすると、経験の浅いと言ったらおかしいですけど、災害にずっと携わってる人っていうのも、なかなか市役所の中ではないでしょうけれども、そういった経験の浅い人でもしっかりと指揮ができるような教育っていうんですかね、防災の教育っていうのは市役所内ではどういうふうに行っているんでしょう。

○総務部参事(東 栄一君) 初動要員として任命された職員については説明会をした後、今回も総合防災訓練の際に、その地区に該当している初動要員を集めて、マンホールトイレと、それから避難所の運営訓練をやっ

ております。それで、中学校区で順次、総合防災訓練の場所を変えておりますので、順次、対象になる初動要員についてはそういった訓練をして、機敏にですね、少しでも動けるように努めているところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 通常の防災訓練でも、水防訓練でも、かなり新人の方が頑張っていらっしゃるのはすごく目にしているのですが、そういったところを通してしっかりと教育をしてほしいなというふうに思っております。

次の質問に移ります。

備蓄品について、先ほど御答弁がありました。量、人数、3日分ということもよくわかりましたけれども、これに対してアレルギー対応の食の備蓄っていうものはあるのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 現在、備蓄してる食糧につきましては、乾パン、クラッカー、ビスケット、アルファ化米、それからおかゆ、粉ミルク等を備蓄しております、それぞれアレルギー表示はしております。アレルギー対応の食糧については、今ライスクッキーと、あと粉ミルクで一部だけアレルギー対応のものを備蓄しているところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 一番多いのは卵とか小麦とかのアレルギーなので、お米クッキーというものはあるかなと思うんだけど、たまにはそういうね、いろんな症状の人がいます。ただ、それを全て網羅して備蓄するのは難しいってのはよく承知しておりますけれども、実際に最近、アレルギーの子供たちもふえておまして、それは恐らく学校給食のところである程度の人数は把握していると思うので、子供たちだけですけれども、それに応じたそういった備蓄っていうのを考えていただければなというふうに思ってます。

あと粉ミルクの備蓄状況について教えてください。

○総務部参事(東 栄一君) 粉ミルクにつきましては、現在108缶、それからアレルギー対応のものが3缶保管してございます。アレルギー対応のミルクの3缶にした理由なんですけども、小児アレルギー学会というのがありまして、そこで乳幼児のアレルギーの推計から、アレルギー用ミルクの備蓄を通常の備蓄用ミルクの3%と提案していることがありまして、それで当時の乳児人口、そのパーセント分で計算をして備蓄をしているというところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 備蓄場所はどこにありますか。

○総務部参事(東 栄一君) 場所は、現在はこの本庁舎の地下倉庫になります。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) そうなると、乳児が避難した先に避難所が開設されて、その後にそちらのほうに運ぶっていうものは、市の職員から乳児がここに何人いるから、こっちに何缶運んでほしいという要望があつてから動くということでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 基本的にはそうなると考えてございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ある程度、年次ですけれども、乳児がどこにいらっしゃるというのは、市で把握していると思うんですね、住所でね。そうすると、その部分のきっちり割れるわけではないですけども、ある程度の初動だけで済むぐらいの缶数は置いといてもいいんじゃないかな、各避難所に、一時(いつとき)避難所に置いと

いてもいいかなと思うんですけども、それはやらない理由というのは何かありますか。

○総務部参事（東 栄一君） 分散備蓄ができればいいというのは、私どもも考えてるところでございますけども、現管理体制の中で、一応、管理を適正に継続してやるためには、どうしても一括管理が一番望ましいところがありまして、この粉ミルクについては1.5年間の消費期限で、入れかえをいたしますが、各備蓄コンテナ等にそれぞれの担当部門があつて、そこを管理するんであればできると思うんですけども、今、防災安全課で一括管理で、18カ所でしたかな。そういうところに、さまざまそれ以外の食料についても賞味期限が違うので、時期を変えながら全部回ってやっていくことについて、ちょっと管理上、非常に今のところ問題があるということで、分散備蓄が望ましいのは承知しておりますけども、現時点では考えていないということでございます。以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今現在できてないことを無理にやれとは言いませんけれども、ほかの備蓄品だと、少し大人だったら我慢しろって言えるんですけど、なかなか子供に粉ミルク我慢しろって、なかなか言いづらいので、粉ミルクはちょっと対応してほしいなというふうに考えてはおります。これは意見ですので、御答弁は結構でございます。

次に、犯罪、災害時における個人情報の取り扱いについてです。個人情報については、もちろん個人情報保護法によって、緊急時に関して非常に例外規定になるのは当然だというふうに思っております。ただ1つだけお聞きしたいのは、先ほど指揮命令系統のところでも話したんですけども、個人情報の取り扱いについても、非常にセンシティブな問題なんですけれども、その場で結構、決定しなきゃいけないことがたくさん出てくると思うんですよ。そういうときに、ある意味、指揮命令系統がはっきりしてない、逆に言えば指揮権が与えられて、ちゃんとあなたが全部決めなさいよっていうふうに言えばできることであったとしても、その能力がなければ、そのことをできないっていうことがあるので、個人情報についてを含めての避難所運営っていうものを考慮して、教育とかっていうのはなされてるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 現状の地域防災計画上では、災害対策本部に権限がありまして、権限移譲というのは想定をしてございません。ですから、混乱があるのは承知しておりますけども、各避難所でいろんな意見があり、調整が難航してる場合につきましても、基本的には災対本部のほうに情報を上げて、そこで判断をして進めるという形になると考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） はい、わかりました。

もちろん災害の大きさにもよって、小さな災害と言ったらおかしいですけど、ある程度本部と連携をして即時に回答ができるものであれば、今の体制で全然十分だと思うんですけども、本当に東北の大震災みたいな、この一帯が、関東一帯が壊滅的なものになったときには、恐らくそれどころではないのかな。そういうためには、そういうときのためには、やっぱりある程度権限移譲が進んで、その中できっちりと、一人一人がきっちり自分の考えで動くっていうような教育も必要かなと思うので、この質問をしましたので、そういった災害の大きさによって変わってくるっていうことを念頭に入れて、もちろん考えられていると思いますけど、再度そういったことをお願いをしたいというふうに思います。

次に、救援物資等の取り扱いについてですね。

先ほどの御答弁で4日目からということでした。救援物資っていうのは、基本的には主に食料だと思うんですけども、そういったものがどこに集まって、どこで仕分けをしてっていうような場所の想定、あと誰が仕分

けをしていくのかっていうような、そういうようなマニュアルっていうのはできているんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 救援物資の緊急物資輸送拠点につきましては、今、地域防災計画に、この市役所全体、この場所全体というふうに位置づけられておりますので、どの場所というのは、その支援物資が送られてきたものによって分散備蓄のような形に恐らくなるのかなと考えております。詳細は決まっていないということが課題の一つということで、この物資の取り扱いについては、災害対策本部の各部の分掌事務で、災対市民部等ですね、決まっております、そこで荷物の割り当てとか、そこでする予定にはなっているところがございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 物資がどの地域からどれぐらい来るかっていうのは本当に予想できないことですが、市役所全体で場所が決まってないっていうのも、ちょっと考えものかなと。広い場所というのは、どの辺にあるのかっていうことが念頭にないと、例えばこの議場だったりすると、言い方おかしいですけど、平常時、議会が開会してないときは使っていないわけなんで、その候補の一つになるかなとも思いますし、そのためには何かものを、これを外してよけるようなこととかっていうことも考えてないと、通常の市役所の業務を行っている場所ではほとんど難しいと思うので、そういった、図書館もしかりでしょうけど、いろんなところが想定されると思うんですね。だから、それは少なくとも優先順位的には考えておいたほうがいいのかなと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○総務部参事（東 栄一君） 現時点では、庁用車がとまっているところの現業棟、そこを第1優先で考えておられて、それ以外で置く場所がない場合については、今お話あったような図書館とか、幾つか考えてるところでございますけど、それはその状況に応じて、適切に調整してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 細かいことなんですけど、逆に細かいこういうことをきっちり最初に決めておけば、発災時に本当に必要なことだけ議論すればいいので、もうほとんど議論の余地がない、どこどこに持っていけばいいんじゃないって、みんながわかれば、誰に聞くこともなくすんなりと、少ない人数で多分運営しなきゃいけないところなので、そういったことはもうあらかじめ決めといて、周知しといたほうがいいかなというふうに思います。

次のペットの避難についてですけども、ペットの避難について、ホームページで確認すると、動物の飼育に必要な資材、ケージ、その他の用具等、当面の食料は飼い主が用意することが原則です。もし用意できなかった場合は、救援物資もしくは動物ボランティアの要請が必要です。管理運営委員会に相談してくださいと。次に、避難所同行動物の飼育と管理については、東京都の獣医師会、東大和市と公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部と災害時協定の締結を初め、動物愛護団体やボランティアの方の協力を得ますと。原則は飼育者の自主管理ですので、飼育者同士のグループ化と交流、ルールづくりを心がけましょうというふうになっていますが、この中でちょっと気になったのは、ボランティア——動物ボランティアの要請が必要なんですっていうことなんですけど、この動物ボランティアっていうのはどういうものでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 現時点では、動物愛護団体やボランティアの協力を得るということで、この運営について考えてるところでございますけども、まだボランティアさんとの協定とか相談というのはしてない、そういう状況でございますので、これについても今後の取り組みとして考えているところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ちょっとおかしい話で、動物ボランティアとの連携とか話し合いとかできてない中で、避難はどうするかってホームページを見たときに、動物ボランティアの要請が必要で市が言っているわけですよ。それはおかしいとは思いません。だって、皆さん動物、どうすんだろうと気になって、市が方針を出していたらそのとおりになると思ったけど、実際になったときには動物ボランティアいませんでしたっていうことじゃないですか。

だから、そういうことを決めていかないと、細部に宿るじゃないですか、こういうことって。ふだんから特に動物ボランティアなんかは、環境部で地域猫対策とかやっている中で、実は交流とかってあるわけですよね。そういったところも含めて、防災とかに役立てると言ったらおかしいですけども、協力してもらってというふうな、そういう体制づくりが必要だなというふうに思うんですけども、そういったことは、じゃ今後、この動物ボランティアの要請が必要で市が言っている、動物ボランティアとの連携っていうのは東大和市はどういうふうにして考えているんですか。

○総務部参事(東 栄一君) 実際の災害が起きたときには、もちろん獣医師会初め、動物愛護団体やボランティアの協力がなくて運営ができないというふうに認識をしていますが、結果として現時点では協力を得られてない状況になっておりますので、なるべく早目にこういった対策について、協力を得られるように調整してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 確実に高齢化社会になって、ペットを飼ってる人たちがすごく多くなっています。避難するときに、まず置いてくってことはしないと思うので、そういったときに確実に混乱が起きると思います。今のままでは、なので早急に行動を起こす。ボランティアとの連携を図っていただきたいというふうに思います。

次に、災害時における他の団体との連携についてですね。先ほども少し話しました。その中で、やはりローリングストックのところでも話しましたが、やっぱりスーパーと連携をして、ふだんから協定を結んだところと連携をとっていくっていうことが大事だということがまず一つと、もう一つお聞きしたいのは、地元工場がある森永乳業さんがありますけれども、こういったところから液体ミルクっていうのは調達できるんでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 昨年ぐらいからですかね、国内で液体ミルクを製造するメーカーがあらわれたのは。現在はまだ森永乳業さんのほうは、この液体ミルクのほうを製造していないと認識してございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) そうですか。きのうホームページを、おとといか、見たときには、森永乳業さんの液体ミルクはあったんですけど、それは森永乳業さんのその工場ではやってない、そういうことではないんですかね。

○総務部参事(東 栄一君) それは私の認識不足で、当時、液体ミルクの導入のお話が、他の議員さんからお話がありまして、協定の中で入れていきたいという話ししながら、今年度もできれば入れたいというふうに、調整しようって話は内部ですべてお話しして、そのときの確認の中では、まだ森永乳業さんのほうでは、液体ミルク、扱ってないという状況だったので、今のお話を伺いまして、ちょっと確認しながら検討はしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) わかりました。ぜひ検討のほう、よろしくお願いします。

あともう一つ、提携しているところでちょっと気になったのが、NPOクライシスマッパーズ・ジャパンで、ドローンを活用して被災地の状況を報告する、そういうような協定を結んでいるんですけど、こういった内容か教えていただけますか。

○総務部参事(東 栄一君) ここで言ってるドローンというのは、羽が何枚もあるものでなく、普通の飛行機型のドローンで、たしか重さが1キロもないような、すごい軽い発泡スチロールでできてるドローンです。ですから落ちてきてもけがはしないというものを使うということで、発災後、そのNPO法人が独自に、独自の判断で協定を結んでいる地域の上空を飛ばして、そこにドローンに設置されてるカメラで、何千枚の画像を撮るとい話だそうです。撮った画像をパソコンで処理をして、東大和地域の地図に落とし込むと。そこには被災された家屋と、そういったものが地図上で示されて、それを市のほうに提供して、それを使って災害対策をします。その災害対策をするための基礎資料として提供していただくという、そういう内容の協定でございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 通常の場合ですとドローンを飛ばすときには、ほぼほぼ東京都内の場合には許可が必要だと思うんですけども、こういった発災時のときには、それはなくなって、その許可を得て、そのときに許可を得て飛ばすのか、それとも事前に許可を得て発災時のときには飛ばしてもいいって、そういうふうになっているんでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 航空法上ですね、災害時には許可は要らないとなっているところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) そうなると、災害時に許可がないと、別に東大和市が独自に飛ばしてもいいわけですよ。そうすると、前、ドローンで航空撮影するときに、小学校とかで結構、金額が高いからドローンでやったほうが簡単ですよみたいな話をどこかでしたと思うんですけども。市内に必要な箇所って、向こうの判断でやった場合には、市内で必要なところっていうのが、もしかしたら網羅されてない可能性もあって、即時性にも欠けるかなと思うんですけども、市が直接やるっていうことは考えてないんですか。

○総務部参事(東 栄一君) 協定を結んだドローンにつきましては、市内全域を何千枚かの画像を撮って、全域の被災状況を地図に落として提供していただくということで、たしか発災後、2時間をたつとマスコミの飛行機とか、そういったものが飛んで、ドローンを飛ばせなくなってしまうので、その前に飛ばしますという話だったんです。ですから、2時間か3時間後にはもう既に情報が提供されるというお話を聞いておりますので、現時点では市のほうでのドローンの購入等は考えてございません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) そのぐらいの即時性であれば、問題ないというふうに思います。

ドローンって非常に有効で、どんどんどんどん進化もしていますから、ある程度、風にも強いものもふえてるようなので、非常に災害時には有効で役に立つかなと思ってんですけども、防災訓練の時の話でも、新しい人を呼び込むのについていったことで、何かそういう新しいもの、ドローンを飛ばすと子供たちが喜ぶと思うので、何かそういうのも含めて、今度、協定を結んだときに、じゃ実際にどういう画像で、どういうふうに見えるのかというのを確認しながらやるのもいいかなと思います。これは提案ですので、御答弁は結構です。

最後に、罹災証明の発行についてです。

大規模な災害が起きますと、罹災証明の発行だけで、結構、市役所の職員がてんてこ舞いになってしまうということが、これまでも大災害の後にありまして、特に東北大震災のときには、結局、民間というか行政書士会ですね、行政書士会の結構協力のもとに、無料で活用することによって非常に助けになったということで、その後、行政書士会がいろんなところと協定を結んでいるようですが、最近ですと国立市が、いつでしたっけね、8月27日か。国立市と行政書士会が災害時における被災者支援に関する協定、もちろんこれ罹災証明だけではなく、行政書士はさまざまな手続の代行できますから、市民の相談にも乗ることもできますので、そういった協定を結んでいるようです。それは非常に有効だなというふうに思ってますけど、東大和市の考えとしてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 当初、罹災証明につきましては、今お話があったとおり、家屋の調査、それから証明業務が遅滞して復旧支援がなかなか進まないということが課題として挙げられてまして、そのため急遽、東京都と、それから都内の区市町村で、東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が設立され、本市においてもそれに参画して、30年の1月から東京都共同利用型被災者再建システムを導入して、運用を開始してございます。これをやるメリットが、区市町村で同じシステムを使ってるので、その受援と応援ができるということで、これを一緒に研修しながら、どの市でも同じようなシステムを使って証明が出せるということでやってるわけです。この場合に別な、例えば行政書士さんが、それ使えるかっていう話がちょっと私の中であるので考えてなかったんですが、ただ罹災証明以外の業務でも代行できるという話であるのであれば、少しその辺についてもできるかどうか検討してみたいと考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） こういう行政書士に限らず、社会保険労務士もそうですけれども、さまざまな市民のニーズを代行してやって、もちろんそれが本来であれば有料で、仕事として、業務としてやるわけですが、災害時においてそういう提携をすることによって、それらの資産っていうか、その人たちの人材を有効に活用できるわけなので、協定を結んどいて損はないかなというふうに思いますので、さまざまな団体がありますので、そういったところと進めていっていただければなと思います。

今回、私、防災について、災害時対応について細かい点もちょっと入れて質問をしました。もちろん全体としてしっかりやっているっていうのは評価をさせていただきますし、日ごろの訓練も、皆さんしっかりと訓練積まれてるなっていうことを認識しつつも、やはり細かいところで詰め切れなかったところも、やっぱり幾つか発見できたなっていうふうに思っております。本当にいつ起こるかわからない災害でございます。我々も含めて、市民の方もやっぱり自助を、これからやっていく、どういうふうにしてやっていくんだっていうことを、しっかりとやっぱり市が示していくことによって、やっぱり少しでも災害時に強い自治体になってほしいなっていうふうに思いますので、ぜひとも研究課題いろいろあると思いますけども、よろしく願います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（中間建二君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 川 元 君

○議長（中間建二君） 次に、20番、大川 元議員を指名いたします。

〔20番 大川 元君 登壇〕

○20番（大川 元君） よろしくお願ひします。議席番号20番、やまとみどりの大川 元です。

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

1、訪問看護事業所について。

①訪問看護における医師指示書の郵送料について。

②郵送料が小規模事業所の経営に与える影響について。

③事業所の増設について。

2番、スポーツ施設について。

①スポーツ施設におけるナイター設備について。

②近隣市のスポーツ施設の設置状況とその設備について。

③今後の当市におけるスポーツ施設の整備について。

④スポーツ施設の不足対策について。

3、スポーツ振興について。

①中学校における部活動がない競技種目の生徒への影響について。

②中学校での水泳部の創部について。

③スポーツ振興における市の方針について。

壇上での質問は以上として、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。

よろしくお願ひします。

〔20番 大川 元君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、訪問看護における医師の指示書の郵送料についてであります。訪問看護を提供する際、医師の指示書が必要となりますが、この指示書の交付方法につきましては、医師から直接交付することも、郵送により交付することも認められているところであります。なお、郵送の場合の郵送料の負担につきましては、特に基準等はありませんが、訪問看護事業所が郵送で交付の依頼をする場合には、一般的に返信用切手代を負担していることが多いと聞いております。

次に、郵送料が小規模事業所の経営に与える影響についてであります。郵送料の負担につきましては、事業所の経営上の問題でありますことから、保険者である市が直接関与しておりません。このことから、郵送料の増加による経営上の影響につきましては、具体的には把握しておりません。

次に、訪問看護事業所の増設についてであります。施設から住宅へという国の方針に基づきますと、今後は医療的ケアの必要な中・重度の高齢者も、在宅生活を選択することがふえると予想されます。このため、訪問看護事業所の整備につきましても、このような動向を踏まえて検討する必要があると認識しております。

次に、スポーツ施設についてであります。ナイター設備につきましては、上仲原公園野球場と上仲原公園

テニスコートの2施設に設置しているところであります。

次に、近隣市のスポーツ施設の設置状況とその設備についてであります。その状況はさまざまであり、本市よりも体育施設等や設備が充実している自治体があることを認識しているところであります。

次に、今後のスポーツ施設の整備についてであります。現在、東京街道団地に整備が予定されている運動広場について、東京都と調整を行っているところであります。

次に、スポーツ施設の不足対策についてであります。不足する施設を補完するために、市内または近隣市の運動施設を借用することで対応しているところであります。

次に、スポーツ振興についてであります。中学校における部活動は生徒の自主的、自発的な活動でありますことから、生徒のニーズに応じた部活動の設置が望まれているものと認識しております。しかしながら、生徒の希望する部活動が学校に設置されていないこともありますことから、その場合には生徒への影響が生じる可能性も考えられます。中学校における水泳部につきましては、設置している学校はなく、今後の見通しとしましても、現在のところ設置する予定がない状況と聞いております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、スポーツ振興における市の方針についてであります。市では平成29年3月に東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を策定しましたので、その計画の基本方針に基づいた各種事業を着実に実行しながら、本市のスポーツ振興が図られるよう努めているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、スポーツ施設について御説明を申し上げます。

初めに、本市のスポーツ施設におけるナイター設備の設置状況についてであります。現在、市内体育施設等のうち、ナイター設備を設置している施設は2施設で、上仲原公園野球場にあっては平成3年度に、上仲原公園テニスコートにあっては昭和55年度に設置いたしました。

次に、近隣市のスポーツ施設の設置状況とその整備についてであります。本市の体育施設とは、多摩地区の同規模人口の他市と比較して不足している状況にあり、本市よりも体育施設等や、設備が充実している自治体があることは認識しているところであります。

次に、今後のスポーツ施設の整備についてであります。現在、市では東京街道団地の創出用地に整備が予定されている運動広場について、東京都と調整を行っているところであります。また、既存の体育施設等につきましては、老朽化対策が大きな課題であると認識しており、今後も計画的に必要な修繕を行ってまいります。

次に、スポーツ施設の不足対策についてであります。市では不足するスポーツ施設を補うため、市内の警視庁教養訓練施設のほか、立川市内の自治大学校や東村山市内の経済産業研究所の運動施設などを借用することで対応しているところであります。

次に、スポーツ振興についてであります。中学校において希望する部活動がない場合の生徒への影響につきましては、学校で競技の練習ができない、大会への参加に制限があるなど、生徒への影響が生じる可能性があるものと認識しております。中学校での水泳部の創部につきましては、現在のところ中学校体育連盟が主催する大会に個人として参加している生徒はおりますが、部活動の設置を希望する生徒はいないため、設置する予定がない状況であると聞いております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

1の①訪問看護における医師指示書の郵送料についてですが、医師指示書により訪問看護事業所のほうは、こういってはなんですけど、報酬を1円ももらわないわけです。この医師指示書を発行することにより、報酬を得る法人が、私は送料を負担するべきではないかと考えるんですけども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 医師が医師の指示書に関しまして、診療報酬の支払いを確かに受けます。ただ、これは指示書の作成に対する報酬でございまして、指示書の交付に対するものではございません。このため指示書の交付に関する郵送料の負担という問題も、診療報酬の支払いを受けることとは切り離して考えるべきであると、このように認識しております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 今おっしゃられたように、1の①なんですけれども、交付に対する報酬でないとしても、医療法人側には、医師側には収入があり、訪問看護事業所には、実際に何も支払われないでなるから、郵送料の負担は、この報酬がある医師側が負うべきではないか、そのように私は考えますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 医師の指示書の交付を受ける訪問看護事業所につきましては、この交付を受けることによる介護報酬というものはございません。しかしながら、訪問看護事業所としましては、指示書の交付を受けることで、訪問看護を提供する顧客を獲得するということができまして、いわば営業上の利益を得られるというふうに考えております。このことから郵送料の負担をどちらが負うべきかにつきましては、一律に判断することは現時点ではできないものというふうに考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 次の1の②なんですけれども、郵送料の負担を市としてはどちらが負担すべきかを判断することはできないというなことでしたが、経営規模がクリニックや病院よりも、訪問看護事業所のほうが小さい場合が一般的であると私は考えます。ですので、その送料がですね、与える影響が大きいのは訪問看護事業所のほうではないかと考えております。

利用者が多い訪問看護事業所になりますと、大体1カ月に1回、医師指示書を取り寄せるにしても、利用者が100人いますと万単位のお金になってきますんで、それが積もり積もれば経営に対して与える影響も大きいと思います。

ですので、そういった観点から、クリニックや病院よりも訪問看護事業所のほうが影響が大きいと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 経営規模につきましては、訪問看護事業所の平均値と医療機関の平均値と比較したことはございません。ただ、仮に議員御指摘のとおり、訪問看護事業所のほうが小さい場合には、事業費に占める郵送料の割合というものは、訪問看護事業所のほうが相対的に大きくなるということになります。しかしながら、医師の指示書によりまして、先ほども御説明いたしましたけれども、訪問看護事業所も顧客を獲得するという効果がございます。経営上の利益ですとか、あるいは今後の医療機関との関係性を考慮して、郵送料の負担を選択するという場合もあるというふうに考えられるところであります。事業規模、あるいは郵送料の影響度というような総体的な比較だけで、費用を負担するものを決められるものではないという認識でございます。

以上であります。

○20番(大川 元君) 引き続き1の②なんですけれども、そうおっしゃられても、訪問看護事業所も顧客を獲得するという効果が実際、確かに私もあると思います。だからこそ医師との関係を円滑にいかせるために、本当はその送料を医師側に負担していただきたいというふうに考えているんですけども、それを言い出せない、そのような事業所もあると思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 確かに、事実上のごときとして、力関係として議員がおっしゃるようなことがあるかもしれませんが、一方で、この医師の指示書というものは、医師の主たる業務が診療行為ということを考えますと、副次的な行為というふうにも位置づけられるところでもあります。そういったしますと、この指示書の作成をお医者様のほうが積極的に取り組んでいただくためには、何らかのインセンティブが必要ではないかというふうにも考えます。このため、訪問看護事業所がなるべく円滑に指示書を作成していただくというふうに考えて、郵送料を負担するというところもあるだろうというふうに考えております。

以上であります。

○20番(大川 元君) 続きまして、1の③なんですけれども、そういったある程度、医師との関係性を切り離れたとしてちょっと考えていきますと、国の方針で訪問看護事業所をふやしていく、そういった方針が出ております。施設から在宅へという方針ですね。

ですので、国の方針プラス、市としても、先ほど市長答弁で、施設をふやしていくというそういう方針であるというふうにお答えいただきましたけれども、実際問題、経営を、施設はやっぱりやっていく上においては、やっぱりこの経営における郵送料の問題というのは非常に大きな問題だと私は考えております。

ですので、施設をふやしていくためには、この郵送料の問題について、市としても何らかの対策が必要ではないか、そのように考えるんですけども、いかがでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 郵送料の負担の問題につきましては、先ほども申し上げましたが、訪問看護事業所の経営上の問題でございます。このため、市が直接関与することはなじまないものがあるというふうに認識しております。

また、仮に郵送料負担につきまして、医師の側が負担するような対策を市が行おうとしましても、この指示書を作成する医師というものは、市内の医療機関には限らないという問題がございます。したがって、対象となる医療機関が相当広範なものになります。

加えて、各種の基準を見ましても、この郵送料の負担のルールというものは定まっておられません。このため、あくまでも任意の協力を依頼するということになっていきますが、この協力を多くの医療機関から取りつけることというのは相当な困難が伴うというふうに考えております。このため現時点では、市として郵送料の問題につきまして、何らかの対策を講ずることは考えておりません。

以上であります。

○20番(大川 元君) 引き続き1の③なんですけれども、そういったことから、非常に確かに相当広範なものになるっていうのは私も考えておりますが、繰り返しになりますけれども、先ほどの1の2とですね、医師との関係うまくいかせるために、本当は送料を負担してもらいたいと申し出たいが、遠慮している訪問看護事業所があると思われま。

そういった事例がある場合は、市としては医師側と、その訪問看護事業所のほうの関係がうまくいくように、何らかの対策を行う必要があるのではないかと。現実問題、もう送料もですね、これから消費税が上がったらま

た上がるわけですね。そうすると、現実的に経営に与える影響についても、値上げしたらやっぱり大きくなりますので、その点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 何らかの対策を市のほうで講ぜられないかということでございますが、先ほど申し上げましたように、この問題というものは訪問看護事業所の経営上の問題という認識でございます。さらに加えて申し上げますと、介護報酬というものが、介護サービスの提供には支払われますけれども、この報酬には人件費だけではなくて、事業遂行に必要な事務費というものも含まれております。したがって、議員御指摘のとおり、議員の指摘するこの郵送料の負担というものが、もし訪問看護事業所の経営に一定の影響を与えるということであるならば、これはまた介護報酬の問題でもあるというふうに言えるというふうに思います。このため、この問題は、一地方自治体が取り組む問題ではなくて、国が介護報酬制度の見直しとして検討すべき問題ではないかと、このように考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 私は、やはり看護師資格を保有しておりまして、周りに現場で働いている看護師の皆さんからいろんな意見を聞く機会があります。そういったことで、今回はこういった質問をさせていただきました。現実的に医師側と、やはり看護師側ですと、先ほどおっしゃられたように、ちょっと現実的な関係がうまくいくように、本当は看護師側がこういったことを医師側に言いたいんだけど、それをうまく言えないという、そういった声もありますんで、それで質問については非常に難しい問題だということについてはわかりましたし、市としては今後も努力していただけたと思いますんで。

私から要望なんですけれども、国も施設から在宅へという方針も持ち出しておりまして、東大和市でも施設の数が足りないと。訪問の件数の目標としての数値に、今現在、訪問が行われてる件数が届いてない状況でありますから、訪問看護事業所の増設は今後も必要なわけです。そういった中で、その限界は、広域だとかそういったいろんなことの限界あると思うんですけれども、訪問看護事業所に対する施策を市としても、もう少し何かこう柔軟に行っていっていただきたい。それが、これから先、高齢化社会を迎えますんで、ますます訪問看護の需要っていうのが大きくなっていきますので、私も今後も看護師の現場の方の意見をきちんと聞いて、市のほうに届けるように頑張ってもらいますんで、私のそういったことは個人的なことなんですけれども、そういった声が聞こえてきた場合については、市に対してきちんと柔軟に対応していただきたいと、そのように要望して1番の質問を終わらせていただきます。

次、2の①に移らせていただきます。

ナイター設備がある施設の年間の利用状況については、どのようになっているのでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） ナイター設備がある施設の年間利用状況につきまして、平成30年度の実績で申し上げます。

年間を通した上仲原公園野球場の利用率にあつては37.3%、上仲原公園テニスコートの利用率にあつては77.5%でありました。

また、これらの施設におけるナイター設備が使える時間帯の利用率は、こちらも平成30年度の実績となりますけれども、上仲原公園野球場にあつては33.1%、上仲原公園テニスコートにあつては56.0%でありました。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 2の①なんですけれども、上仲原公園野球場と上仲原公園テニスコートの利用率については、市は現状で十分だと判断しているのでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 利用率ということですが、上仲原公園野球場と上仲原公園テニスコートにつきましては、屋外施設ということもありまして、屋内の施設に比べると利用率は一般的に低くなる傾向にあるものと認識をしております。

また、野球のように人数を多く集めなければならない競技と、テニスのように数人いればできる競技とでも、利用率は異なるというふうに認識をしております。なお、利用率が十分であるかどうかということにつきましては、利用していない時間帯があることを考えれば、利用率についてはまだまだ向上の余地はあるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 2の①なんですけれども、今利用率を向上させていく余地はあるというふうに認識しているということだったんですが、ナイター設備がある施設を夜間、サッカーで使用しているかについてお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） ナイター設備がある施設でのサッカーということで、施設においては上仲原公園野球場になろうかと思われましても、指定管理者に確認したところ、確認できる範囲ではサッカーで利用した事例はないというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 2の①なんですけれども、上仲原公園野球場に今後サッカー用具を用意して、サッカーができるようにしたりする予定はあるのかについてお聞かせください。

○社会教育部長（小俣 学君） 上仲原公園野球場につきましては、野球場として昭和56年4月に開設された施設であります。そのため、現在、市では上仲原公園野球場に、サッカーで使うゴールなどの用具、そちらを整備することは現状では考えてございません。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 2の②なんですけれども、そしたら近隣の自治体と比べて、スポーツ施設は不足していることによる市民生活への影響についてお聞かせください。

○社会教育部長（小俣 学君） 不足しますスポーツ施設に対する市民生活への影響ということですが、これまで指定管理者からの提案等に基づきまして、体育施設等の休場日の縮減や、利用時間の拡大などを通じまして、その解消に努めてきたところであります。

しかしながら、利用したい施設が市内にない場合、それからほかの団体と日程が重複をして、市内の体育施設等を利用することができない場合、そのような場合には、他市の施設まで行って活動している方々がいらっしゃるというふうに考えるところでもあります。施設が不足しているから、仕方なく他市に行って活動するということは、私なりに考えた市民生活への影響ではないかというふうに考えるところでもあります。そのような状況が少しでも解消できればということで、市内または近隣市の運動施設を借用するような対応を、これまでしてきたというところでございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 2の②なんですけれども、今、他団体と日程が重複している場合があるとのことなんです、この日程が重複しないように、団体間で調整、連絡を取り合うサポートを市で行っていただくということはできないのでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 他団体と日程が重複しないように、市がサポートを行うということについてで

ありますが、市民または市内団体の方が、あらかじめ体育施設等を予約しようとする場合には、東大和市体育施設等に関する条例、その他関係規則等において、その手続が定められており、書面の提出やインターネットによる予約でお申し込みをいただいているところでもあります。なお、曜日や時間帯によっては、利用希望が集中することも十分に考えられますので、重複した場合には指定管理者側のシステムで、公平公正な抽せんが行われる仕組みとなっております。このため、市があらかじめ日程等が重複しないようにサポートすることは、現状では考えておりません。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 2の②なんですけれども、今説明いただきましたけれども、スポーツをするためには利用状況を上げていき、市民に施設を積極的に利用してもらう必要があると考えております。それが市の方針でもあると考えておりますので、そのためにも有効な対策を立てていただき、現実的に何らかの形で、市民のスポーツ振興に役立てていただけるよう、そのように要望いたしまして、2の②の質問について終わらせていただきます。

引き続き、2の③なんですけれども、東京街道団地の創出用地に整備される運動場に、ナイター設備は設置できないかについてお答えください。

○社会教育課長（高田匡章君） 東京街道団地に整備が予定されております運動広場につきましては、東京街道団地地区の地区計画におきまして、周辺環境に配慮したスポーツ、レクリエーションの拠点となる広場を整備する旨、決定されております。ナイター設備の設置は、不足するスポーツ施設への対応として有効な施策であるとは思いますが、近隣住民の方々の理解と同時に、静穏な環境に対する配慮も必要となりますことから、ナイターを設備、設置する予定はございません。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 引き続き2の3番なんですけれども、現状、東大和市に夜間ナイター設備があつて、サッカーができる施設はないということになります。このままですとですね。それで、近隣住民の方々の理解を、静穏な環境に対する配慮も必要となるってということで、東京街道団地の創出用地に整備される運動場にナイター設備は設置できないとのことなんですけれども、そうなりますと現実的に市内にはそういった施設がないということになります。その点でお聞きしますけれども、ナイター設備がある施設については、今後増設の予定があるのかについてお聞かせください。

○社会教育部長（小俣 学君） ナイター設備がある施設の増設予定についてでありますけれども、市では公共施設等の老朽化対策が大きな課題であると、喫緊の課題であると認識をしておりますので、現在は修繕や改修を優先して対応してきております。

課長からも話がありましたが、ナイター設備につきましては、近隣住民の方々の理解と同時に、近隣住民の方々に対する静穏な住宅環境を第一に考える必要があると考えております。照明をつけてほしいという方がいれば、逆に明るい、うるさい、眠れないといったような、夜間のナイター設備を深刻な問題と捉えてつけてほしいという方も必ずいらっしゃると思っております。このような状況の難しさに加えまして、またナイター設備を設置するには多額の予算を伴うということもありますので、現時点では総合的に判断をして、増設の予定は持っていないということでございます。

以上です。

○20番（大川 元君） 2の③なんですけれども、今修繕や改修を優先して対応されているとのことですね。

ども、夜間、スポーツをするためには、施設を利用したいという、そのスポーツのために、市民の要望が現在あるのであれば、修繕や改修とはまた別の問題であると私は考えております。確かに今の施設の修繕や改修、限られた予算の中でそれも重要だと思いますが、夜間スポーツをしたいという市民の要望があるのであれば、それに応えなければいけない、そのように考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 既存の施設の修繕や改修を優先することと、夜間でもスポーツができる施設を整備することが別の話であると、そのようなお話でございますけども、予算的にも限りがある。そういう中においては、どうしても優先順位をつけて事業を執行せざるを得ない、そのような状況でございます。そのために担当といたしましては、既存の体育施設など、市民の皆様にも継続して支障なく利用していただけるよう、管理することに重きを置いて、引き続き適正な修繕や、改修を進めてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○20番（大川 元君） わかりました。その点につきましては、限界があるということは私も考えております。そして、じゃそれを受けまして、2の④の質問に移らせていただきます。

市内または近隣市の運動施設の借用時の手続についてお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 市内または近隣市の運動施設を借用するための手続ということについてでありますけども、これらの施設は不足するスポーツ施設を補うための施策でありますことから、市内の体育施設等で実施が困難という場合において、利用をしていただくことを前提としております。借用する施設により、所在地であったり、競技種目、それからナイター設備の有無、利用料金、予約の方法が異なりますので、市内の警視庁教養訓練施設、それから立川市内の自治大学校屋外運動施設を例に挙げて御説明をさせていただきます。

この2つの施設は、利用に当たり東大和市を通じて申し込む必要がありますことから、まず担当の社会教育課のほうにお申し出をいただきたいと思っております。利用に要する費用につきましては、利用後に市に振り込んでいただく流れとなっております。

その他の施設につきましては、直接利用者が申し込みを行うこととなっておりますが、そのような御相談がございましたら、まずは社会教育課の窓口のほうで、お話のほうをお伺いしたいというふうに考えております。以上でございます。

○20番（大川 元君） ありがとうございます。

引き続き2の④なんですけれども、市内または近隣市の運動施設の借用時の利用料金についてお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 市内または近隣市の運動施設の借用時の利用料金ということでありますけども、料金につきましては、施設ごとに異なります。例えば先ほど申し上げております市内の警視庁教養訓練施設や、立川市内の自治大学校屋外運動施設で御説明させていただきますと、こちらいずれも平成30年度の実績でありますけども、警視庁教養訓練施設のグラウンドにつきましては、1日利用した場合6,493円、自治大学校屋外運動施設のグラウンドを1日利用した場合は1,315円という金額でありました。

なお、その他の施設も含め、料金につきましては変更の可能性もありますので、その都度、確認をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） わかりました。

引き続き2の④なんですけれども、近隣市の運動施設の借用時の条件が、その市に住む市民と同等であるか

についてお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 現在、運動施設を貸していただいている関係部署へ問い合わせして確認をしたところ、原則、市外であっても市内であっても、料金は同じであるというふうに回答をいただいているところがあります。

以上でございます。

○20番（大川 元君） ありがとうございます。

現状、市としてどのように対応するかについて、きちんと理解できました。そういったサッカーを夜間利用したいという市民の声が実際ありますので、今後そういった声に応えられるように、私のほうで市のほうにきちんとあっせんしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2の④なんですけれども、市においても東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を策定していると御答弁いただきましたけれども、スポーツ振興を図っていくと表明されておりますので、私としては昼間、学校に通い、または仕事をしており、昼間、スポーツができないという方に、夜間、スポーツがしたいという市民の要望がありますので、今後も市としてできる範囲内できちんと対応していただくように、そのように要望してこの2番の質問を終わらせていただきたいと思います。

引き続きまして、3番の質問に入らせていただきます。

3番の3の①なんですけれども、先ほど生徒への影響が生じる可能性があるとお答えいただいたんですけれども、実際問題、生徒への影響が生じる可能性があるということがわかっているのであれば、何らかの対策を立てる必要があるのではないかと、そのように私は思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 対策についてでございますが、ことしの3月に策定しました東大和市教育委員会 学校部活動の在り方に関する方針にのっとり、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指してまいります。現在、技術指導を行う外部指導員の配置を行っておりますが、今後、顧問として引率などもできる部活動指導員の配置について、検討してまいりたいと考えております。また市内の中学校におきましては、これまで単一の学校では特定の競技や分野の部活動を設けることができない場合に、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取り組みも実施するなどして対応してきております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） ありがとうございます。

技術指導を行う外部指導員とか、今度、顧問として引率などもできる部活動指導員の配置について検討しておりますということで、今御答弁いただきましたけれども、具体的には今どうなっているのかについて説明いただけますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 現在、部活動指導員の必要になる経費ですとか、学校として必要となる人数ですとか、そういったものの情報収集をし、関係課とも調整を進めているところでございます。

以上です。

○20番（大川 元君） 引き続き3の①なんですけれども、そうしたら具体的には大体どのぐらいの時期に、今お答えいただいた制度は導入できるというふうに、市としては考えているのでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 現在の明確な時期については未定ということになっておりますが、できるだけ早いタイミングで導入できるよう、市としても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○20番(大川 元君) 引き続き3の①なんですけれども、できるだけ早い時期というふうにお答えいただきましたけれども、この動きについては、国であったりとか都の動きっていう、そういったものも関係してくると思うんですが、その点につきましては東大和市としてはどのように認識しているかについてお聞かせください。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 国または都の流れの中では、この部活動指導員の配置につきましては、補助をいただける形の制度が整ってございます。この制度もできるだけ活用しながら、より多くの部活動指導員が学校に配置できるような形を考えてございます。

以上です。

○20番(大川 元君) ありがとうございます。

3の1なんですけれども、生徒への影響が生じる可能性があるということは、市は認識していて、それに対して対策は考えているということがわかりました。ただ、導入時期については、まだ具体的にははっきりしていないということですので、国や都の動向を見きわめながら、できるだけ早い時期に、市にもちゃんときちんと導入していただきたいと、そのように要望して3の①の質問を終わらせていただきます。

引き続きまして、3の②なんですけれども、今後、部活動の設置を希望する動きが出てきた場合にどのように対応するかについてお聞かせください。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 明確な設置基準を明文化している学校はございませんが、設置を希望する生徒がいた場合に、市内の中学校におきましては、部の顧問として指導する教員がいること。部が活動できる場所が確保できることなども含めて、総合的に判断して設置を検討している現状があると。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 引き続き3の②なんですけれども、総合的に判断して設置を検討している現状がありますということだったんですけれども、総合的に判断して設置ができないというふうに判断することもあるかについてお聞かせください。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 市内の中学校におきまして、希望した部活がないため新設してほしいという生徒からの要望があったにもかかわらず新設できなかった、そういった部活動も過去において1件、該当するものがございます。

8年前ですね、男子バスケットボール部を設置してほしいという保護者からの強い要望があったにもかかわらず、設置できない状況があり、その後、指導経験がある教員が異動してきたため設置されたと。そういった事例はございます。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 引き続き3の今②なんですけど、今御答弁いただいた内容でしたら、そういった希望があれば、できるだけ市としては柔軟にきちんと対応していく、そういった姿勢である、そのように認識してよろしいでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 部活の設置につきましては、あくまでも学校の実態に応じて、学校の校長の判断で設置していくということになります。学校においては、柔軟に対応してきているというふうに認識しております。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 柔軟に対応していただけるということで、御答弁いただきました。ありがとうございました。そしたら柔軟に対応をお願いいたします。

続きまして、3の③についてなんですけれども、スポーツ振興のためには部活動の設置を希望する市民の期待に応える必要があるんじゃないかと私は考えますが、そのことについてお聞かせください。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備につきましては、大変重要であるというふうに認識してございます。そのためには、学校や地域の実態に応じて、地域の人々や団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用など、学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働、融合した形での環境を整備していくことも、長期的には方策の一つとして考えられるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 引き続き3の③なんですけれども、今言われた連携について現状で十分であるというふうに、市は考えているかについてお聞かせください。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 先ほども申し上げましたが、現状といたしましては、技術指導を行う外部指導員の配置において、地域の方々に協力をいただいているといった現状がありますが、今後さらに一層、地域の方、または保護者、民間事業者等、一層連携をして、さまざまな形で部活動環境を整備していくということの検討、研究が必要になってくるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 引き続き3の③なんですけれども、平成29年3月に東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を策定しておりますけれども、この生涯スポーツ推進計画において、中学校、小中高の部活動、そういったものっていうのは、こういった位置づけなのかについて説明お願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○社会教育部長(小俣 学君) ただいま、中学校の部活の関係で、生涯スポーツ推進計画の中での位置づけということでございますが、この計画の中で中学校の運動部活動における高校生との連携と、そういう位置づけは入っているところであります。また項目としては、学校、スポーツ団体等との連携の強化というところで位置づけているところであります。具体的には、またこれらの計画の中で、部活のことも、今お話のありました内容も考えながら、部活動が盛んになるようなことを計画としても考えていくと。そういうことで、部活動そのものの支援ということでの項目ではありませんけれども、そういう今議員からお話ありましたことも含めて、計画の中で考えていくということでございます。

以上です。

○20番(大川 元君) 済みません。基本的なことをちょっとお聞かせいただきたかったのが今の質問をしたんですけれども、引き続き3の3なんですけれども、その生涯スポーツというふうな概念は、一体どういう概念になるのかについてお聞かせください。

○社会教育部長(小俣 学君) 生涯スポーツの概念ですが、計画にもございますけれども、スポーツに関しては、誰もが取り組める生涯学習・生涯スポーツ社会の構築を目指してと、そういう……。

○議長(中間建二君) 暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育部長（小俣 学君） 生涯スポーツの概念でございますけども、東大和市の推進計画——スポーツの推進計画の中では、「自然豊かなまち東大和の特色を生かし、いつでも、だれでも、どこでもスポーツを楽しめるまちに」ということで、さまざまな事業を位置づけて、東大和市で生涯にわたってスポーツをして、健康に過ごしていただきたいと、そういう思いでつくった計画でございます。

以上です。

○20番（大川 元君） ありがとうございます。

今御答弁いただいた内容、3の③なんですけれども、私の思いと重なる部分も多々ありまして、私、看護師の資格を有しておりますけれども、生涯スポーツをやっぱり振興していくことによって、生涯スポーツというのは私が思うに、小中高の部活動から、社会人になってからの野球やサッカー等の活動、またゲートボールやグランドゴルフ等まで幅広いものと考えております。ただ人間っていうのは、その時期に応じて、やっぱり体力であったりとか、自分自身の運動能力については、やっぱりどうしても加齢によって衰えてくるものですが、こういったスポーツを振興することによって、社会参加、家の中にひきこもるとか、そういったことの防止、それで社会参加への意欲の増進、あとさまざまな病気の予防にもなりますよね、健康増進することによって。元気に生涯を市民が過ごしていけるようにしていくというふうには、今おっしゃられてましたけれども、そういった観点から平成29年3月に東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を策定したというのは、非常に大きなことだと私は考えております。

ちょっと今回の質問の全体的な、2番と3番の全体的なことなんですけれども、29年3月に策定する前と29年3月に東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を作成した後で、また市の方針が変わったっていうか、そういったことを市が策定したということを、市民が余り認知してないように私は思いますので、東大和市としては、そういった生涯スポーツをこれから振興していくって、先ほどおっしゃられたように市民が健康で長生きできる、そういった方針をやっていくということ、何らかの形できちんと市民に周知していくって、それで市民により多く活動していただけるよう、そのようにしていただきたい。そのように私は考えております。ですので、そのように最後に要望いたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（中間建二君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、学校給食について。

①保護者負担の現状と課題について。

②給食費無償化の必要性について。

③今後の課題について。

大きな2番としまして、幼児教育・保育の無償化について伺います。

①食材費の実費徴収について。

②市財政への影響について。

③今後の課題について。

大きな3番として、学童保育所の民間委託について伺います。

①学童保育所の目的と市の責任について。

②新・放課後子ども総合プランや放課後子ども教室への影響について。

③今後の課題について。

大きな4番として、就学援助について伺います。

①入学準備金の支給基準について。

②今後の課題について。

大きな5番として、児童・生徒の安全対策について伺います。

①現状に対する市の認識について。

②今後の課題について。

壇上での質問は以上としまして、再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いいたします。

[7番 上林真佐恵君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、学校給食費の保護者負担の現状と課題についてであります。現在、市におきましては、学校給食法に基づき、学校給食に必要な施設及び設備と運営に要する経費は公費で、食材料費を保護者の負担として運営しております。保護者の方には、給食費として負担いただいているところでありますが、一部未納の方がおり、その対応が課題であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から願います。

次に、学校給食費の無償化の必要性についてであります。給食費の無償化は多額の財源が必要となりますことから、現時点において実施することは困難であると認識しております。引き続き国や東京都、他市の動向などの情報収集に努めてまいります。

次に、今後の課題についてであります。給食内容の充実、食育の推進、地場産野菜の活用、給食費の未納者対策などの課題があると考えております。これらの課題に対して適切に対応していくことが必要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、幼児教育の無償化に伴う食材料費の実費徴収についてであります。令和元年10月1日から幼児教育の無償化が開始されることに伴い、3歳から就学前までの幼児の保育料が原則無償となります。このことにより、これまでの保育料に含まれていた給食費につきましては、別途徴収する仕組みとなったものであります。市におきましては、近隣市の状況等を踏まえ、私立保育園園長会などと調整を終了し、給食費の一部徴収を行うこととしております。

次に、幼児教育の無償化に伴う市財政への影響についてであります。これまで保育料の利用者負担軽減対策として、一般財源で負担していた部分に、国、東京都の財源が充当されることにより、1年当たりおよそ9,000万円程度の財源効果が見込まれるものと考えております。

次に、幼児教育の無償化における今後の課題についてであります。現在、3歳以上の保育園や幼稚園等に通う児童が対象となりますことから、無償化開始までの極めて限られた期間の中で、保護者の皆様に変更とな

る内容を適切に御理解いただくことが課題であると考えております。

次に、学童保育所の目的と市の責任についてであります。児童福祉法では放課後児童健全育成事業としまして、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、子供の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業を行うこととしており、市の学童保育所はその規定に沿って運営をしております。民間委託後におきましても、入所における審査及び承認、子供たちの安心・安全な放課後の居場所づくりに関する量や質の確保、施設整備等については引き続き適切に市がその役割を担ってまいります。

次に、新・放課後子ども総合プラン及び放課後子ども教室への民間委託の影響についてであります。市としましては、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、子供たちが放課後に安全・安心な時間が過ごせるよう施設を進めております。このたびの民間委託に関しましては、放課後子ども教室の事業との連携に関することを、業務内容に含めることと考えており、適切に業務を担っていただくことで、引き続き施策の推進が図られるものと考えております。

次に、民間委託における今後の課題についてであります。市民サービスの向上を図るため、最も適当と認める事業者を選定し、十分な引き継ぎを行っていくことが課題であると考えております。

次に、就学援助についてであります。市では経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助費として教育上必要な経費の一部の援助を行っております。このうち、新入学学用品費につきましては、新たに中学1年生になる児童の保護者に対し、平成29年度から新たに小学1年生になる幼児の保護者に対しましては、平成30年度から入学前支給を実施しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、児童・生徒の安全対策についてであります。学校の登下校時につきましては、スクールガードや保護者の方々を初めとするボランティアによる見守り活動を実施していただいております。また、市では防犯カメラの設置や通学路の合同点検、青色回転灯パトロールカーによるパトロールを実施するなど、地域や学校と協力しながら、安全対策を進めているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、学校給食費の保護者負担の現状と課題についてであります。学校給食における食材料費につきましては、保護者の方に御負担をいただいているところでございますが、一部の方においては納めていただけない現状もございます。未納の場合には、電話連絡や戸別訪問等を行っておりますが、支払いが困難であるなどの相談があった場合には、就学援助や児童手当からの納付の制度などについて御案内をしているところであります。課題といたしましては、学校給食の食材料費は給食費で賄っているため、一部の方の未納により、学校給食の運営ができなくなるなどについて、保護者の皆様に、より一層理解していただき、未納対策に努めていくことが課題であると考えております。

次に、今後の課題についてであります。児童・生徒や教職員等からは、果物の回数をふやすことや、彩りの工夫など、学校給食の改善に関する要望が寄せられているところであります。これらの要望に応えるため、限られた給食費の中で工夫を行い、改善を図っているところでありますが、給食内容の充実が図れていない状況にあります。そのほか食育の推進、地場野菜の使用率の向上、未納者対策等の課題があると認識をしており

ます。市といたしましては、学校給食法に基づき、学校給食が児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであることを踏まえ、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新入学学用品費についてであります。教育委員会では毎年度、就学援助費支給要綱を制定し、適切な支給に努めております。平成30年10月に生活保護基準の見直しが図られたことに伴い、12月には要保護児童生徒援助費補助金の国の予算単価が示されました。これにより平成31年度から新入学学用品費の支給額について、小学生は4万600円から5万600円へ、中学生は4万7,400円から5万7,400円へそれぞれ増額して対応しております。今後の課題としましては、入学前支給の申請について、必要な方への周知の徹底を図ることと考えております。

次に、児童・生徒の安全対策についてであります。国の通知では、教育委員会、学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局等の関係機関が連携し、学校や地域の実情に応じて安全確保対策に取り組み、児童・生徒の登下校を地域全体で見守る体制を整備することが重要であるとしております。市では、スクールガードを初めとした地域のボランティアの方々による見守り活動や、通学路の合同点検の実施に加え、市民の皆様には児童・生徒の下校時間に合わせた、ながら見守りを推奨しております。また、本年5月に発生した川崎市の児童等殺傷事件の発生を受けて、学校に対し児童・生徒の自分の身は自分で守ることの意識の向上、徹底や、登下校時の安全指導、不審者への対応などについて、改めて指導を依頼しているところであります。また保護者や地域関係者に対しても、児童・生徒の見守り強化に向けた協力の働きかけをお願いをしております。このように地域住民と学校、教育委員会が協力しながら、児童・生徒の安全を見守る体制の構築が進んでいるものと認識しております。課題といたしましては、スクールガードとして見守りを行うボランティアの方々の高齢化が進んでいることから、教育委員会だよりや、さまざまな機会を通して、新たな担い手となる方の募集に努めてまいります。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、学校給食について、保護者負担の現状と課題についてお伺いしますが、学校給食の保護者負担につきましては、これまでも何度か取り上げているんですけれども、やはり周りの保護者の皆さんからの要望も多いことから、今回改めて質問をさせていただきます。

まず給食費が未納となっている人数について、直近3年間の推移を教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 直近3年間の未納の人数でございますが、平成28年度末が、現年分が240人、前年分が47人、前々年分が37人、合計326人。平成29年度末が、現年分が255人、前年分が57人、前々年度分が31人、合計343人。平成30年度末でございますが、現年分が277人、前年度分が63人、前々年度分が35人、合計375人。各年度、2年間、納付のお願いとして、電話連絡や戸別訪問を行います。最終的にお支払いいただけなかった人数といたしましては、例えば平成28年度分では35人となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

全体の人数を見ますと、少しずつふえているって状況であるかなというふうに思います。未納となった場合には、電話連絡や戸別訪問等を行っているということですが、未納になってからの対応について、もう少し詳しく教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 未納となった場合の対応でございますが、まず20日前後の自動払い込みで不納となった際に、学校を通じまして月末の再自動引き落としまでに口座に入金していただくよう、お願いの通知をお渡しいたします。その後、月末の再自動払い込みで再度不納だった場合には、随時、給食課職員による電話連絡や戸別訪問を行っております。また、あと夏休み期間に、別途、未納となっている方に、その未納となっている分のお知らせ等を通知しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） それ未納になってしまう理由については、どのようなケースが多いと市は認識しているのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 文部科学省が行いました平成28年度の学校給食費の徴収状況に関する調査の中では、未納の主な原因について、認識について調査結果がまとめられております。それによりますと、未納の主な原因の認識といたしましては、保護者の責任や規範意識に原因があるものが68.5%、保護者の経済的な問題に原因があるが18.9%といった認識の結果となっております。当市におきましても、未納の理由につきまして、戸別訪問等で保護者の方とお会いする中では、おおむねこの2つの理由によるケースが多いのではないかと推察しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 責任感や規範意識ということですが、経済的に困窮しているということを恥ずかしいというふうに思って、支払えないということを言えないというケースや、ネグレクト、別のことに、ギャンブルなどに使ってしまうようなケースもあると思いますので、未納となっている御家庭については、それぞれの実情に応じた丁寧な対応をお願いしたいと思います。

給食費については、昨年の3月議会でも質問をさせていただいたんですが、その際の御答弁では、小学生2人、2年生と5年生の御家庭で年間9万5,400円。小学生3人、1年生、3年生、5年生の御家庭では14万1,480円。小学生5年生と、中学生1人の御家庭では10万6,320円。小学生4年生と6年生、それと中学生が1人の御家庭では15万3,720円になるということで、子供を産めば産むほど高くなっているという状況になっていて、生活困窮とまではいかない家庭にとっても、重い負担になっているというふうに思います。

未納の原因が経済的なものだということがわかった場合には、どのような対応をされているのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 未納の原因が経済的なものが理由だとわかった場合でございますが、先ほどの教育長答弁と同様になりますけれども、就学援助制度もしくは児童手当からの納付、そういった制度等々を御案内するようにしてるところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 児童手当からの天引きということもできることを御案内しているということですが、その場合、強制するということが、そういうことがないのかどうかも、あわせて確認をさせてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 児童手当からの天引きにつきましては、給食費を納付するに当たって納め忘れを防ぐなど、保護者の方の利便性の向上のためでございますので、強制するというのではなく、御案内という形で実施しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 各御家庭によって、それぞれいろいろな事情というのがあると思いますので、ぜひその事情に寄り添って、機械的に児童手当から天引きするというようなことがないように、今後とも丁寧な御対応をお願いいたします。

続きまして、給食費無償化の必要性についてですが、市長答弁では実施は困難ということだったんですけれども、必要性についてはどのような御認識なのか再度伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 学校給食費の無償化の必要性についてであります。学校給食法におきましては、原則として食材料費は保護者負担となっていることや、無償化に当たりましては多額な財源も伴いますことから、現時点では市が独自に無償化を行う必要性はないものと認識しております。国、東京都の今後の動向などに注視しながら、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 給食費の無償化の状況については、国でも昨年、学校給食費の無償化等の実施状況ということで調査を行っているんですけれども、一部無償化、一部補助も含めて、幾つの自治体が無償化に踏み出しているのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 文部科学省から、昨年4月に発表されております平成29年度の学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査結果によりますと、小学校のみ、もしくは中学校のみ、小中学校両方、全てを無償化にしている自治体が82、それ以外で一部無償化、もしくは一部補助をしているところが424、合わせまして506自治体となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 506自治体ということですので、割合でいうと全体の29%の3割近い自治体は何らかの補助をしているということだと思います。

義務教育はこれを無償とすると定めた憲法26条に基づいて、国の責任で給食費も含めて、学用品費等も無償とするべきだと思っているんですけれども、必要性があるからこそ、こうした全国の自治体で国に先行する形で、この無償化の動きが広がっているのではないかと思います。その点についての市の認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 国が公表しました調査結果の中では、給食費の無償化を独自に行った自治体につきましては、無償化を開始した目的として、食育の推進や少子化対策、定住、転入の促進などが挙げられております。これらの目的に対する成果などにつきまして、今後、今の時点では余り検証がなされていないと認識しておりますけれども、このようなところを、今後、検証されていくことも、注視していきたいと考えております。いずれにいたしましても、国の動きがない限り、今後、大きな広がりとなることは難しいものと、今の時点では認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 私どもといたしましても、本来であれば国の責任でやるべきことだというふうには思っているんですけれども、給食の果たす役割というのを考えたときに、市でも国に先行して、ぜひ一部補助からでも実現していただきたいというふうには思っています。

昨年の3月の議会で取り上げた際には、栄養格差ということについても取り上げました。新潟県立大の村山伸子教授らの調査によれば、低所得者の子供はそうでない子に比べて、成長に欠かせないたんぱく質や鉄の摂取量が少ないなど、栄養面で格差があるということがわかったそうです。差は主に給食のない週末に生まれていて、栄養格差解消が給食頼みになっていることが示されたということも御紹介しました。

給食は、子供の成長にとってなくてはならないものであり、教育の一環であると考えているんですけども、その点について市の認識を伺います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食法の目的には、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものでありとございますことから、子供の成長に必要なものであると認識してございます。また健康の保持増進を図るなど、学校給食法に定める目標に沿って、食育の推進にも活用していることから、教育の一部を担うものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

子供たちの成長に必要なものであり、教育の一部を担うものだと市も認識されているということですので、ぜひ一部補助からでも踏み出してほしいというふうに思うんですが、昨年の取り上げた3月議会での御答弁では、完全無償化をした場合の予算額としては約3億円という御答弁でした。

また多子軽減として、3人目のお子さんを無償化にした場合、これは他市の例を当市に当てはめた場合なんですけれども、恐らく2,200万円ほどの予算でできるのではということも御紹介しました。国の調査結果では、小学校のみ無償化、中学校のみ無償化、また小学1年生のみ無償化、中学1年生のみ無償化というようなケースもあるようなんですけれども、それぞれの当市で行った場合の予算額を教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） それぞれを無償化とした場合の金額でございますが、児童・生徒数から算出いたしますと、まず小学校のみを無償化とした場合は年間約1億9,000万円。中学校のみを無償化とした場合は約1億2,000万円。あと小学校1年生のみを無償化とした場合は年間約2,900万円。中学1年生のみを無償化とした場合は年間約3,800万円となります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 一部補助のやり方にもいろいろありますので、どういった補助がいいのかっていうことは、もちろん議論の必要があると思うんですけども、少なくとも産めば産むほど負担が重くなってしまいうこの現状を変える必要があると思うんですが、市の認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 経済的な理由で就学が困難な御家庭につきましては、就学援助制度において給食費等の支給を行っております。そのため、子育てをされている世帯の負担の軽減につきまして、市として取り組んでいるものと認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今回、就学援助についても後で取り上げるんですけども、多くの方に知っていただいて、ぜひ活用してほしいとは思ってます。ただ以前もこの場で御紹介したんですが、世帯の年収は平均よりも高いような御家庭で、就学援助の対象にはならないんですけども、お子さんが多くて、たまたま上のお子さんの進学などが重なって、下のお子さんの幼稚園をやめさせなくてはならなかったというようなケースも実際にはありました。その御家庭でも、やはり給食費の負担が重いということで、市としてやはり単独補助を検討するとともに、国や東京都に対しても意見を上げていただきたいと思うんですが、その点についてはいか

がでしょうか。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 市長からの答弁もありましたとおり、学校給食は、学校給食法に基づき、学校給食に必要な施設及び設備、運営に要する経費は公費で、食材料費は保護者の負担として運営をしております。この原則にのっとりまして、現時点におきましては、無償化を行う必要性は認識しておりませんが、今後も全国の自治体などの動向につきまして、情報収集には努めていきたいと思っております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 給食は教育の一環であり、義務教育は無償とするってこの憲法の立場に立って、ぜひ前向きな御検討をお願いいたします。

続きまして、今後の課題のところに移りますけれども、課題ということで、給食内容の充実という御答弁がありました。個人的には今の給食内容に対して、子供たちからもおいしいって感想を聞いてますし、メニューを見て、きょう学校に行きたくないなあというときがあっても、メニューを見て、ああ、きょうは好きな給食だから行こうかなとかってということもあったりして、本当に大変助かって、ありがたいというふうに思ってるんですけども、内容がさらに充実されるのであれば、それは本当に喜ばしいことだと思いますし、充実してほしいという子供たちや先生方の要望には、ぜひ応えていただきたいというふうに思います。しかし、今後充実を図っていくということになると、それに伴って給食費を値上げしていくということも検討しているのかどうか伺います。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 東大和市におきましては、給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、東大和市学校給食センター運営委員会を設置しております。運営委員のメンバーといたしましては、PTAの会長さん、それから校長先生などでございます。その中では、学校給食の運営状況について、給食費の状況を含めて報告をし、御意見をいただいているところでございます。学校給食費は、消費者物価指数の上昇や、風水害による食材の価格高騰の影響を受け、給食内容の充実を求める児童・生徒さん等の声に応えられてないことについて、運営委員会に対し御説明をしているところでございます。現在の給食費の中でのさらなる工夫は行っていくところでございますが、委員会での意見や、それから他市の状況などの動向も踏まえ、給食費の改定の必要性についても、今後検討する必要があると考えております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 東大和市学校給食センター運営委員会では、直近ではどのような意見が出たのかももう少し詳しく教えてください。

○**給食課長（斎藤謙二郎君）** 直近で7月に開催をいたしました東大和市学校給食センター運営委員会におきまして、学校給食の運営状況について、給食費の状況も含め、委員の皆様にご報告を行いました。その際には委員の方からは、安価な給食費で栄養士さんのほうがよく努力をしている。物価上昇や風水害による価格高騰などで、運営ができなくなるのではないかと心配であると。あといため物など、緑黄色野菜などが目立たず茶色いものばかりのときがあると、新献立などで努力をしているのは評価できるが、新しい食材などを使用して彩りをよくするなど、給食内容の充実を図っていくことが課題ではないか等の意見があったところでございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** ぜひよりよい内容に充実を図っていくことは、それは本当に重要なことだと思いますので、ぜひそれもやっていただきたいんですが、日本の給食費は諸外国と比べても本当に高いです。給食を含めた教育の質を高めていくことはもちろんですけども、その対価を保護者に求めるのではなくて、繰り

返しにはなりますが、教育は無償とするっていうこの立場に立って、よりよい給食と保護者負担の軽減、両方を実現していただくことを要望いたします。

この項目については以上です。

続きまして、幼児教育・保育の無償化について、食材費の実費徴収について伺います。

10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして、食材費が実費徴収となるというこの問題について、これまでも取り上げてきたんですけれども、目前に迫ってまいりましたので、今回も質問をさせていただきます。

これまで保育料の中に含まれていた給食費——食材費が、保育料から外れて保護者が実費を負担するというのが国の制度設計なんですけれども、各自治体においては、この食材費の扱いについて違いがあるようです。当市では一部徴収を行うということなんですけれども、具体的にどの部分で、保護者負担は幾らになるのか教えてください。

○**保育課長（関田孝志君）** 給食、おやつ、またお茶等の食材料費の一部を、給食費として4,500円、徴収するというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 4,500円というのは、国が示した副食費の目安であって、内閣府の幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQを——よくある質問ですね、これを見ますと、実際にかかった食材費との関係で、園が金額を設定できるというふうにも書いてあるんですけれども、園によって今後ばらつきが出てくるということもあるのでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 無償化当初におきましては、保育園長会と調整した中で、一律でいきたいということの中で、4,500円一律ということで、市内は統一を図っているところでございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 保護者の視点から言えば、やはりばらつきがないように、今後もお願いしたいと思うところなんですけど、ただ一方で、園からすれば4,500円では足りないっていうケースもあるかと思しますので、やはり国による財政措置が必要だというふうに改めて思います。これまでも一般質問で、この場でも質問しているんですけれども、保育料が無料になっても、この新たな食材費、副食費の実費徴収がされることで、これまでよりも負担が重くなる家庭が出てくるのではないかということが想定されています。4,500円の実費徴収ということで、保育料には多子軽減ありますけれども、こちらにはありませんので、お子さんが2人いて、それが年子で3人いる、3歳以上の子が3人いるという御家庭はまれだと思うんですけれども、そういったケースも含めて、実際に負担が重くなる、重くなってしまう世帯はどのくらいになると見込まれているのでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 現在の試算では、そのような対象になる方はおりません。もしそのような世帯が発生した場合には、保育料額を上限といたしまして、給食費の差額分を市が負担するというような形で対応したいと考えてございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** これまでも、少なくとも今まで支払っていた保育料より、これから始まる実費徴収が高くなるってことはならないようにしてほしいということで要望もしてまいりましたので、この点についてはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、認定こども園に対する対応についても伺ひます。

○保育課長（関田孝志君） これまで認定こども園につきましては、給食費にかかる費用の補助というのは一切してきていないところでございます。今回の無償化に合わせ、今議会初日の補正予算で御承認いただきましたように、認可保育園と同等の補助を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

続きまして保護者への説明は、どのように進めているのか具体的に教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 保護者への説明につきましては、保育園、幼稚園、認定こども園等、利用の形態や補助の内容が異なりますことから、それぞれに合わせたお知らせを作成し、園を通じて各家庭へ配布しているところでございます。またホームページや市報など、随時、情報発信に努めているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保護者の皆さんからの要望については、ちょっとまた後ほど取り上げますので、ちょっとここでは先に進みますけれども、まれなケースとはいっても3歳以上のお子さん、年子で2人とか、2人ぐらいいるっていうケースはやっぱりあると思うんですね。3人いる場合は、食材費の実費負担が1万3,500円となりますから、保育料が今まで、それよりも随分高かった御家庭も、高額になればなるほど、保護者は無償化の恩恵を実感できるというふうに思うんですが、これまでも保育料がこれに近い金額であった御家庭にとっては、保育料は無償化になったけど、新たに実費負担がというところで、無償化の恩恵が余り感じられないのではないかと思います。本来であれば国が保育料から食材費を外すべきではなかったと思いますが、市が補助をしてでも、やはりこの実費負担っていうのをなくしていくべきだと思うんですけれども、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 無償化の効果につきましては、世帯ごとに異なりますが、3歳以上のお子さんを持つ全ての保護者に、保育施設等に係る利用料が無料となる負担軽減効果について、実感していただけることを目的の一つとして、国が制度設計しているところでございますことから、市単独でさらに上乗せをして補助を行うことは現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） では、仮に副食費、これを市で負担した場合の予算額は幾らになるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 一般財源で副食費の全てを賄おうとすると、おおむね1億円程度の費用が必要であると試算しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） わかりました。

続きまして、園の負担ということなんですけれども、今後、新たに保護者からこの徴収業務を行っていくということで、園にとって、この施設にとっては大変な負担になるというふうに思うんですけれども、これまで園が行ってきた保護者からの費用徴収業務ですかね、こういうものにはどのようなものがあるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 保育園では今まで徴収してきた業務につきましては、園によってはさまざまではございますが、内閣府令において認められております教材費等の実費徴収や延長保育料について、必要に応じて徴収をしていたところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 共済費については、多分、恐らく年に数回ぐらいであるかなと思いますし、延長保育は全員ではないと思いますので、全世帯から毎月徴収業務を行うっていうことは、本当に大変な負担であると思います。今でも園の負担が大変重くなっているということで、深刻な状況を招いているわけですけれども、それをこれ以上ふやさないということからも、市が徴収するっていうことも検討するべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 今回の給食費につきましては、施設と保護者との契約で、私債権という形になりますことから、市では保育料のように徴収できる性質のものではないと考えてございます。ですので、園において徴収することとしてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ただ委託事業ということで、本来であれば市がやるべき保育の実施を各園にお願いしているというわけで、給食も保育に欠かせないものとして、園に提供を義務づけているわけですから、市が徴収するということも検討するべきではないかと思います。

学校給食費の徴収の場合ですが、教師が集金をしているっていう地域もまだありますけれども、そうした場合の負担感について、2016年の全国公立小中学校事務職員研究会の報告書によれば、給食費の集金や支払いや未納者への対応に負担感を感じる教師は、小中ともに64%に及ぶということです。これと同じことが保育園でも起こることになるということで、ただでさえ本当に過重の業務で、当市でも保育士確保が非常に難しい、厳しいという状況にある中で、これ以上の業務負担は、業務増は、園にとって相当な負担であることは明らかです。市での徴収を、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、②の市財政への影響について伺います。

これまで市が行ってきた保育料の負担軽減の分、毎年9,000万円の財源効果があるということで、ぜひ有効に活用していただきたいと思うんですが、先ほどの質問で副食費を市が負担した場合の予算は約1億円ということでした。全国では、例えば広島県の安芸高田市、兵庫県高砂市で副食費の無償化を決めています。ほかにも沖縄県名護市、熊本県宇城市、長崎県下では長崎市、平戸市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市で副食費の減額免除を検討しているということもわかっています。当市でも、この財源を活用すれば副食費の補助が可能ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 10月から開始する予定としております認定こども園への給食費の一部補助、また今後予定しております都有地の活用を初めといたしました待機児童解消などの今後想定されます子育て支援に資するさまざまな施策の活用のほうに優先したいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もちろん認定こども園への補助も、今後も続けてほしいと思うんですが、副食費のこの実費徴収がなくなれば、保護者はもちろんのことですが、園にとっても本当に助かると、お受けになると思いますので、ぜひ実現をしてほしいと要望いたします。

続きまして、今後の課題のところに移りますけれども、今後、想定される保護者からの要望としてはどのようなものがあると市では認識してるのか、またその要望に対してどのように対応していくのか、具体的に教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 現在10月からの円滑な制度開始に向けて準備を進めているところであり、保護者の

皆様から、新たな要望については想定ができていないところであります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 他市の事例になりますけれども、園長先生が実際に保護者の方から寄せられた要望や御質問としては、長期休暇の際や、土曜日に預ける場合の取り扱いについて、預けない方との不平等感をなくすために、日割り計算をしてほしいというような要望が多く出ているようです。こうした要望が、当市でも寄せられる可能性は高いと思うんですけれども、どのように対応する予定なのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 近隣市においても同様ではございますが、基本的に給食費は月額ということでございます。個々の利用状況に合わせて算出することが困難でありますことから、保育料の徴収等を同等に給食費の日割り計算の実施は考えてございません。ただし、けが、入院等における長期間の休園につきましては、事前申請を前提といたしまして、月額での免除対応ということができるように考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保育料と同じ扱いということで理解いたしました。

また内閣府の、先ほども引用しましたけど、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けのFAQの中では、副食費の滞納のある保護者から実情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討するというふうにかかれていたんですけれども、これは副食費の実費徴収化を機に、滞納がある世帯の保育の利用を中断する可能性を示唆しているというふうにも読み取れるんですけれども、その点について、市は滞納についてどのように対応する考えなのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 自治体向けのFAQにつきましては、国から給食費の滞納により、保護者と園の間に問題が生じた際には、市が間に入り、相談等、調整を行うという意味であり、退園させるということの意味ではないという趣旨の説明がございました。それに沿った形で、市は対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 先ほど給食の項でも同様をお願いをしたんですけれども、滞納についてはそれぞれ御家庭の事情があると思いますし、非常にデリケートな問題だと思いますので、また園でもやっぱり滞納に対しての対応していくって、やっぱり本当にしんどいことだと思いますので、園任せにするのではなくて、市が責任を持って丁寧な対応をしていただきたいと思います。

滞納となった食材費については、児童手当からの天引きは可能とするのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 給食費の滞納対応につきましては、保育料と同等に丁寧な説明を行い、保護者の同意を得た中で、児童手当から天引きが可能となるよう要綱等の改正の進捗を進めているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 他市の事例では、保護者全員に、あらかじめ滞納した場合には、児童手当から天引きすることを認める申出書というものを提出させるってというようなことも、そういう対応してるようなところもあるようですけれども、当市におきましては強制することなく、各御家庭の事情に寄り添ったきめ細かい対応をしていただきますことを要望いたします。繰り返しですけど、本当に園任せにせず、市が積極的にかわっていただきたいというふうに思います。

幼児教育・保育の無償化というのであれば、私は幼稚園も含めて食材費も無償の対象として、どの保育施設を利用しても、その恩恵を十分に感じられる制度にするべきだと考えます。また同時に保育園を必要な数だけふやしていく。保育士の処遇改善を行うこともセットにして進めなければ、保育園に入れた御家庭、入れな

かった御家庭の間で、不平等感っていうのはますます深まって、対立と分断を生むことにもなりかねません。

今回、学校給食費、保育園の食材費ということで取り上げたんですけども、本来であればどちらも国の責任で無償化にすべきだとは思っていますけれども、現状そうならないわけで、そうならないのなら、市民が一番近い自治体が市民の負担軽減をさらに図っていくということが求められると思います。市はこれまでも保育料の軽減など、努力をされてきたというふうに思いますので、今後もさらなる負担軽減、行っていくことを強く要望いたします。

この項については以上です。

続きまして、学童保育所の民間委託について伺います。

こちらについては、先日の補正予算でも質疑をさせていただきました。補正予算での御答弁も踏まえた上で、明確にしておきたいという点がありますので、質問をさせていただきます。

まず学童保育所の目的、市の責任について改めて確認をしたいと思いますが、国は事業の終了後に、適切な遊びや生活の場を提供し、子供の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを学童保育の目的としています。市としても、その目的を果たすために、子供たちの安心・安全な放課後の居場所づくりに関する量や質の確保、施設整備等については民間委託がされても、引き続き適切にその役割を担っていくという市長答弁でした。

量の確保、施設整備、今後も進めていくっていうことはもちろんなんですが、質の確保についても重要な課題だと考えます。学童保育所の質として求められるものにはどのようなものがあるのか、まず市の御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 子供たちが安心して過ごせる場としてふさわしい環境整備や、子供たちの発達段階に応じた自主性、社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などによる健全育成、保護者が安心して子育てと仕事などが両立できるような保護者とのかかわり、そういった支援内容の充実や、またそれらに対応できる知識や技能のある放課後児童支援員の人材育成などが、学童保育の質として挙げられるものと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

国は学童保育所の目的として、先ほども申し上げましたけど、授業の終了後に遊びや生活の場を整備して、子供たちの発達段階を踏まえて健全な育成を図ることというふうにしていますから、学校が終わった後に子供たちが第2の家庭として、ほっとできる場所、心から安らげる場所というのが、私は学童保育所の目的であるというふうに思います。子供たちの視点に立って、子供たちの最善の利益を保障する、そういう学童保育所のあり方とは何なのかということも、改めて考える必要があると思うんですけども、市が考える、子供の権利としての学童保育所の姿とはどのようなものなのか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 国の放課後児童クラブ運営指針の中では、放課後児童健全育成事業の役割の一つとして、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子供の最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならないと示されております。市といたしましては、この国の運営指針に基づきまして、学童保育所は子供たち一人一人の人格を尊重した育成支援を継続的に行い、子供たちが安心して過ごせる生活の場としての役割と機能を適切に発揮していくものであると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

今部長がおっしゃったことが本当に大切だと、学童保育所として一番大切なことは、繰り返しになってしまうんですが、今御答弁いただいたように子供たちが安心して過ごせる子供の権利、子供たちの最善の権利を保障する、こうした視点に立った運営ということだと、そういう場所をつくるということだと思います。

先ほども御答弁ありましたけれども、そのためにも放課後児童支援員、指導員さんですね、この指導員さんの果たす役割というのもの、大変大きいものというふうに思いますけれども、改めて市の認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 放課後児童支援員、指導員でございますが、指導員の役割につきましては、子供の発達段階や家庭環境等を踏まえながら、保護者や学校などの関係者とも連携し、必要な知識と技能を持って子供たちの育成支援を行う役割を担っていただくものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 小学生ともなると、本当に扱いづらいといえますか、さまざま御家庭でも事情を抱えている子がいらっしゃいますし、学校でそれなりに緊張した状態で学童に来るってところで、その指導員さんの専門性っていうんですか、やっぱりそういうものってすごく大事だというふうに、指導員に求められる専門性っていうのは本当に重要なことだと思います。

この指導員の配置基準につきましては、補正予算の際にも質疑で確認させていただきましたが、当市の基準条例——東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらについては指導員さんの配置基準については、国の基準が緩和されたことによる条例改定は行わないという御答弁でした。国の規制緩和に追随することなく、基準を守るということですので高く評価をしますが、ここで改めて改定をしない理由についても伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在、学童保育所では発達などに課題のある児童がふえている状況等もございますことから、現状では基準を見直す必要はないものと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今回の国の規制緩和では、無資格の指導員1人でも指導をすることが法的には可能ということになりますから、1つのクラブに2人、うち1人は資格者というこの基準を、ぜひ今後とも遵守していただきたいと思います。

一方で、当市では、指導員を募集してもなかなか集まらないという課題があると思います。その原因につきましては、私どもは25年間変わっていない賃金にあるのではないかということ、補正予算の中でも、質疑の中でも指摘をさせていただきましたが、民間委託がされても引き続き市として、指導員の賃金アップも含めた処遇改善に取り組む責任があるというふうに考えるんですが、その点についての認識を伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 採用後の職員の労働条件や労働環境につきましては、労働基準法等の関係法令等に基づき、事業者の責任において適正に実施されていくものであると考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 補正予算の質疑の中でも申し上げたんですが、学童保育所の質と指導員の処遇改善というのは直結していて、つまり保育の質の向上に指導員の処遇改善は欠かせないというふうに思います。これは保育園と保育士の関係でもそうだと思うんですが、学校、子供たち、教育の質と教員の働き方、改善していくってことも同じだと思うんですが、民間委託がされれば、指導員を雇うのはもちろん事業者ですから、事業者の責任で処遇改善を行っていただくことは当然なんですけれども、ただその事業者のほう

で、適切に処遇改善が行われていくことを前提にするのではなくて、市としても指導員の賃金や労働条件、また労働環境が適切であるのかということや都度把握して、その責任を果たしていく必要があると思うんですけども、その点についての認識を伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 市としましては、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を初めとする関係法令等に基づいた適切な人員配置等が事業者によって行われているのかを、適宜確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 児童を安全に預かるということはもちろんですけども、先ほどもやりとりの中でありましたように、子供たち一人一人に寄り添ってその成長を助ける、それが指導員の役割ではないかと思えます。

指導員の皆さんが、その専門性を十分に生かすためには、やはり配置基準、もちろん守っていただくということももちろんなんですけれども、やはりこの賃金アップも含めて、労働条件の改善というのは必ず必要であって、民間委託をされた後も、市にはこの指導員の処遇改善を図っていく責任があると考えますので、ぜひしっかりと行っていただくことを要望いたします。

また学童保育所の質につきましては、先ほど部長から御答弁いただきましたけれども、ぜひそうした考えで子供の権利を守るという視点に立って、引き続き、よりよい学童保育所にしていただきたいというふうに思っています。

続きまして、②の新・放課後子ども総合プランや、放課後子ども教室への影響についても伺います。

補正予算での御答弁では、他市の事例で放課後子ども教室との連携を行っている民間事業者の事例を視察をされたということでしたけれども、現在、市ではこの新・放課後子ども総合プランによる学校施設内への移行ですとか、放課後子ども教室との連携ですね。ちょっとここ数年、進んでない状況にあるかというふうに思うんですけども、放課後子ども教室との連携は学校によって今、実施日にも違いがあって、放課後子ども教室自体がかなり学校によってちょっとばらつきがあるということもあって、保護者からのふやしてほしいという要望も強いところだと思うんですけども、民間委託によってよい影響があるということは考えられるのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現状では放課後子ども教室との連携につきましては、実施場所や人材の確保など、さまざまな条件が整った上で円滑な実施が可能となっております。今回はプロポーザル方式による事業者選定でございますので、放課後子ども教室事業との連携につきましては、事業者の創意工夫による提案などを期待するところではありますが、実施するに当たっての諸条件の整備が前提となるものと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 補正予算の際にもそうした御答弁もあったんですけども、放課後子ども教室については、連携の問題もありますけれども、放課後子ども教室そのものが、ボランティアが集まらないということも、実施日がふやせない大きな理由の一つだと思いますけれども、保護者からの要望、大変強いところだと思いますので、連携についても今、学童の子は連携やってないところでは子ども教室には行けないというふうな、そういうこともありますけれども、連携がされれば学童の子供たちも放課後子ども教室に行けるようになりますので、ぜひ引き続き実施日をふやしていくこと、また連携を進めていただくことを要望いたします。

続きまして、今後の課題についてに移ります。

事業者の選定に当たって、市が最も重要だと考えていることはどのような点なのか教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 事業者の組織や実績、あと財政状況、あと各種提案内容等を総合的に判断し、よりよいサービスの向上、人員の安定的な確保を図ることが見込まれる事業者を選定してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 説明会、開かれたけれども、31世帯ですかね、それぐらいしか出席されてないということで、保護者への周知というのは本当に丁寧に行う必要があるというふうに思うんですが、この事業者の選定ですとか引き継ぎですとか、保護者の方への説明、周知っていうのが重要になってくると思いますが、具体的にどのように行っていくのか教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 保護者の皆様への御説明と周知等につきましては、既に今お話があったように7月に保護者説明会を開催しました。その開催とともに、今後、委託事業者の選定結果等の報告を含めた保護者説明会を行う予定としております。なお、7月の説明会ですけれども、御欠席されました御家庭全てに当日の資料を配布させていただいております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そういう資料を配っていただいて、それを見て何か質問とかある保護者の方もいると思うんですけど、恐らく学童に迎えに行ったときに指導員さんに聞いたりとか、そういうことも想定されますし、市の窓口に来ていただければ、そこで御説明というのはできるのかもしれないんですけども、大きいことです。全クラブ一度にということですので、保護者に対する説明というのは本当に丁寧にやっていただきたいというふうに思うんですけども、指導員に対する説明も、どのように行っていくのか教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 学童保育所指導員への説明等、周知等につきましては、7月に会議の場で説明を行いました。今後につきましては、委託事業者選定後に委託事業者の選定結果等の報告を含めた引き継ぎの具体的な説明ですとか、希望する指導員に向けた事業者による事業者説明会を行うことを考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 保護者の皆さんもちろんですけども、今働いていらっしゃる指導員の皆さんは、その事業者のほうにいくのかとか、そういうことも含めて自分の働き場所がかかった生活や、今後の人生がかかった本当に重要なことだと思いますので、本当に丁寧な対応を、寄り添った対応をお願いしたいというふうに思います。

今後、事業者に対して仕様書っていうようなものも作成すると思うんですが、どのようなことを明記していく予定なのか、現在わかっている、もうつくらなきゃいけない時点に入ってると思うんですが、具体的に教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 今後、業務概要や参加資格、条件等をお示ししたプロポーザル実施要領等を作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） その実施要領ですか、それをつくった後に業務仕様書っていうものもつくっていくということが必要だと思うんですけども、その点について確認をさせてください。

○青少年課長（新海隆弘君） プロポーザルを実施して、事業者を選定した後に、細かい内容について協議をし

た上で、仕様書、契約締結という流れになっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） この仕様書、どういうものがあるかなと思って調べたら、結構いろんな市のがわって出てきて、私もちょっと見てみますと、これ八王子のものですけれども、15ページぐらいあって、本当に細かく対象児童、休所日、保育時間、保育料、もう挙げれば大変なことになりますけど、細かくこういう事業をなささいということが書かれています。こうしたものをつくっていくってこと当然必要で、市内の子供たちを預かるわけですから、こうした他市の事例も参考にしながら、しっかりとした仕様書をつくっていただきたいと思います。また万が一の事業者の撤退については、補正予算の中でも撤退ということのないよう事業者選定をしっかり行っていくというような御答弁だったんですけれども、それは当然の前提であって将来の保証にはなりません。

誰も最初から危なげな事業者を選ぶってことはないと思いますし、補正予算の際に例に挙げた大阪市についても、最初から撤退の危険がある事業者を選定したわけではないと思います。最近では、大学入学共通テストからTOEICが撤退するというのもあって、TOEICの対策をしてきた受験生にとっては大打撃となっています。大手企業であっても採算がとれなければ撤退という可能性があると思います。選定の時点で、もちろん考え得る安心な撤退の心配がないと思われる事業を選定するということはもちろんなんですけれども、委託後も財務状況を把握することに加えて、万が一の対応についても当然準備しておく必要があると思うんですが、再度、市の認識を伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 学童保育所を、事業者の選択の際に、これ補正の予算のときと繰り返しになりますけれども、学童保育所委託の期間中、継続的、安定的に運営できる事業所を選定できるよう、やはり公募の段階で貸借対照表や損益計算書、キャッシュフロー計算書などの財務諸表等の提出を求めて、事業者の経営状況を確認し、しっかり選定してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ちょっと同じ答弁で大分がっかりしたんですけれども、その時点でよしと思っても、10年後、3年ごとの契約ですけれども、その3年ごとに事業者が変わっていくっていうのも、私は子供のためにはよくないというふうに思います。万が一、撤退ということになれば、一番犠牲になるのは子供たちですので、市の事業をかわりにやっただけですから、引き継ぎを確実に行うことはもちろんのこと、ただいい事業者を選んで引き継ぎをして終わりではないというふうに思います。可能性としては低くても、やはり万が一のときの対策など、そのための準備をしていくという必要はあると思います。世の中に絶対ということはありませんし、撤退というのは——撤退だけじゃなく、倒産ですとかね、当然想定しておくべき範疇のことだというふうに思います。何かあったときに、事業者のやったことだから市には責任はないというわけには当然いかないと思いますし、何より犠牲になるのは子供たちですので、しっかりとした対策をあらかじめ講じておくべきだというふうに思います。

さまざま質問いたしましたけれども、学童保育所の質や指導員の処遇改善が、この民間委託によって向上するという確信がないままに進めるべきではないということを改めて申し上げまして、この項目は終わりにいたします。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時37分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） それでは、就学援助について、入学準備金の支給基準についてというところから伺いたいと思います。

就学援助の支給要綱について、毎年度、制定をしているとのことですが、例年どのような点を見直しているのか、また今年度はどのような見直しがされたのか教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 今年度におきましては、特に大きな見直しはしてございません。直近では、平成28年度の要綱におきまして、生活保護基準の段階的な見直しに伴う影響が出ないように、認定率をそれまでの1.3倍から1.45倍、見直したという経緯がございます。

その後、いわゆる入学準備金と呼ばれます新入学用品費につきまして、まず新中学1年生への入学前支給を実施するために、平成29年度の要綱を見直しております。そして、新小学1年生の入学前支給を実施するために、平成30年度の支給要綱を見直した形で現在対応しているという形になります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 市におきましては、これまでも認定率を上げていただいたり、入学準備金、導入していただいたりということで、より使いやすい制度になるように御努力していただいていると思いますので、その点については大変感謝しております。

支給基準額について、制度の仕組みを改めて確認をさせてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 市におきましては、就学援助費の認定基準額を算出する際に、前年度末の生活保護基準を使用しております。この生活保護基準額の1.45倍に、家賃や給食費を加えた額を認定の基準額という形にしております。これは御家族の年齢ですとか人数、家賃等の世帯状況によってそれぞれ異なってまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 一律に収入がこのくらいだったら認定されるということではなくて、その支給基準には家族構成ですとか、家族の年齢によって支給認定される収入額が、複雑な計算式で変わってくるというふうに思いますので、その年齢というのも認定されるかどうか大きく影響してくるということだと思うんですが、例えば4人家族でお父さん、お母さんが40歳、お子さんが5歳の場合と、お子さんが6歳の場合とでは、それぞれ基準となる収入額は幾らになるのか教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 今年度におけます、あくまで目安という形でお考えいただきたいんですけども、年間の総収入額で申し上げますと、借家にお住まいの場合、夫婦が40歳、それから9歳のお子さん、上のお子さんがいらっしゃるというふうな形で、例えば5歳児のお子さんが下にいてことで、4人世帯でその金額でまいりますと487万763円、夫婦がそれぞれ40歳で、9歳の上のお子さんがいて、6歳児のお子さんがいる場合は515万6,303円という形になります。また持ち家にお住まいの場合では、先ほどの例で計算しますと9歳児、5歳児の……夫婦、親御さん2人と9歳、5歳児の4人世帯では380万3,243円、また9歳児、6歳児で4人の世帯ですと408万8,783円という形になります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 入学準備金との関係で、6歳の場合と5歳の場合でそれぞれ聞いたんですけども、

この入学準備金、これ入学前支給導入していただいて、本当にありがたいというふうに思ってるんですけども、このお子さんが、年度内っていうんですかね、入学前に認定を受ける場合は、お子さんの年齢は何歳で計算をしているのか教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 当市は、入学前ということで、現在5歳児の年齢で計算をしてるという形になります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 先ほどの御答弁では5歳で計算した場合と、6歳で計算した場合とでは認定される基準額が、およそ20万円ほど違ってくるといことになるかと思えます。今年度入学をされた御家庭で、6歳で計算していれば認定がされたという事例はあったのかどうか伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 確認しましたところ、そのような事例はなかったというふうに認識してございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） なかったということですが、今後のためにも、ぜひ6歳で計算をしていただきたいというふうに思います。年度内であっても6歳で計算をする。こういうふうに変更するためには、市の側ではどのようなことが必要なか教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） システム上は、特段大きな変更は必要はないというふうに考えてございますけれども、正確に計算できるかどうかの検証については、必要になってくるかというふうに考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ入学前、年度内の申請であっても、その入学指定から6歳に当然なるわけです。その次の年度には6歳になるという方もわかってるわけですから、ぜひ6歳で計算をしていただきたいというふうに、取りこぼしになってしまうことのないように、6歳で計算をしていただきたいというふうに思います。

他市でも、この件、問題となってます、東村山市で我が党の市議会議員が文科省の担当者に尋ねたところ、この入学前支給の基準年齢を5歳に設定することは想定していないと、生活保護基準で計算するなら本来6歳でしょうというふうに答えたということです。ぜひ入学前支給というこの制度の趣旨に沿って、6歳での計算をするべきだというふうに思いますが、再度、市の御認識を伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 他市の取り組み事例も参考にいたしまして、今後、計算方法については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ぜひよろしく願いいたします。

今後の課題についてに移りますが、この就学援助の周知については以前からもっとわかりやすい、保護者の目にとまりやすい方法、そういう工夫をしていただきたいということで要望してはありますが、以前には私のほうで具体的な例なんかも示したんですが、今年度新たな工夫等はされたのでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） いわゆる入学準備金と呼ばれます新入学学用品費の入学前支給につきましては、平成30年度におきましては、ほかの学用品費等の費目も含みます制度全般のチラシとは別にしまして、切り離してそのまま申請書と使えますよう、書式をちょっとA3判で大きくするような形で、この新入学学用品費の案内だけ目立つようにちょっと別な形で作成をしまして、就学児の健康診断の当日に、保護者の皆様に配布をしたという形でやっております。今年度は就学時健康診断の案内の中に、このチラシを同封するような形で、

事前に保護者の方に目を通していただけるような形にしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 実際に実物も拝見させていただいたんですが、以前のものよりも大変見やすくなったというふうに感じます。引き続き保護者の方に知っていただくよう、目のとまりやすいような工夫をお願いしたいというふうに思います。

入学前支給を行うためには、就学前のお子さん、小学校6年生のお子さんにも周知をして、特に就学前のお子さんはもう就学援助という制度自体知らない方もたくさんいらっしゃいますので、そうした周知をしていくことが必要だと思いますが、どのように行っているのかも教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 就学前のお子さんの保護者に対しましては、先ほど申し上げました就学時の健康診断のときにお時間をいただきまして、入学前の申請が可能になりますよという旨を強調して、説明を行っているところでございます。

また小学6年生のお子さんの保護者に対しましては、既に申請をされて、認定というふうな形で、12月までに認定されてる場合につきましては、翌年の2月に新中学1年生用という形で支給をしてございますので、個別の御案内等は省略をしてるところでございます。また、これらのことにつきましては、新学期に配布します制度の案内文書の中には、記載をした形で保護者の方にはお知らせをしてるところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） さまざまな工夫をしていただいて、本当にありがたいと思っています。なかなかその制度を知らない方ももちろんですけども、知ってる方でも共働きだとだめなんじゃないとか、割とその申請をする前から諦めているような方とかもいらっしゃいますので、ただどんなに収入が高くても申請することはできる制度だというふうに思いますので、ぜひ教育費、高いということも先ほど来申し上げてますけれども、多くの皆さん、多くの保護者の方に、この制度を知ってもらえるように引き続きの御努力をお願いいたします。

続きまして、最後の児童・生徒の安全対策について伺います。

私どもの会派で、ことしの8月の終わりに、市内の小中学校、全て回らせていただきまして、児童・生徒の安全対策について、また学校施設の状況、トイレや体育館などの施設も見させていただきながらお話を伺ってまいりました。

私の質問では、児童・生徒の安全対策について、この①の現状に対する認識、2の今後の対策とあわせて伺いたいと思います。

まず通学路の見守りについてなんですが、多くの学校でPTAやスクールガード、また地域の方や、学校によっては先生方も参加して、子供たちの見守りをさせていただいてることがわかりました。しかしながら、市も御認識されてることだと思いますけれども、やはり見守りできる方っていうのが十分ではなくて、スクールガードさん、高齢化ということもありますし、スクールガードさん自体が1人しかいないとか、1人もいないというような学区もあるということがわかりました。以前から要望をしてるんですが、学童交通擁護員の復活と今1人もいらっしゃらないということなので、増員ということが必要なのではないかと思います。市の認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 教育長からの答弁にもありましたとおり、国の通知に基づきまして、教育委員会、学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局等の関係機関が連携をし、学校や地域の実情に応じ、安全確保対策に取り組み、児童・生徒の登下校を地域全体で見守る体制を整備することを基本に考えております

ことから、引き続き地域住民と学校、教育委員会が協力しながら、児童・生徒の安全を見守る取り組みをさらに進めていくこととしております。

スクールガードがいらっしゃらない学校では、PTAなど保護者の方々が協力をし合って、毎月初めにおけます登下校の見守りを初め、夏休みのパトロール活動、学期初めには挨拶当番を輪番で実施するなど、各学校で工夫を凝らして見守り体制を構築しているところでございます。このようなことから、学童交通擁護員の復活については考えていないところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） どの学校でも、本当にPTAの皆さんや地域の皆さん、スクールガードの皆さん、本当に自主的にスクールガードさんではないけど、立ってるっていう、そういう方が常に毎日、立ってくれてる方がいるというような、そういう学校もありまして、本当に皆さんが主体的に子供の安全を守ろうというふうにかかわっているということがわかって、それは本当に大切なことだと思いますし、そうしたことを今後も続けていくっていうのは重要なことだと思うんですが、やはり一方で保護者も共働き世帯がふえていることや、また高齢者の方も貧困化が進んでいて働かざるを得ないという方もふえています。子供たちの見守りしなくちゃって思っている、実際には参加できないっていう声もたくさん聞いております。やはり市がきちんと予算をつけて学童交通擁護員、雇っていただいて、その上で補助的に保護者や地域の方もかかわっていくという体制が、子供たちの安全をしっかりと守っていくためには必要なのではないかとこのように思います。

また放課後についても、朝の見守りは結構されて、PTAが主に、PTA、地域の方、スクールガードさんということで要所要所に立ってということをやられてると思うんですが、放課後なかなかやっぱり定期的に立つということが、特にPTAの方なんかは難しいっていうことで、朝は割と時間が決まってるので、子供たちも真っすぐ行くんですけど、放課後やっぱり見えますと、本当に解放感にあふれて自由自在に帰っていく。横に広がって遊びながらとか、私もながら見守りということで、危ないなと思えば、知らない子でも危ないよとかって言ったりするんです。皆さん、どの方もやってらっしゃると思いますし、職員の皆さんも今、防犯の腕章をつけていただいたりとか、そういう気持ちで犬のお散歩をしながら、お買い物をしてながらっていうことで、皆さん目を配っていただいていると思うんですけれども、やっぱりその放課後っていうのがちょっと心配だっていうところもありまして、今現在、市では青色パトロールカー、動かしていただいているというふうに思うんですが、どのような運行の状況ですとか、今現在の状況も教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 青色回転灯パトロールカーの活動内容でございますけども、こちらにつきましては平成19年の9月から青色回転灯パトロールカー、1台を導入いたしまして運行を開始しております。子供たちの安全を確保するために、土日、祝日を除いた平日の午後1時15分から午後6時15分の間、小中学校及び学童保育所を中心にしまして、1日、約45キロ前後走行し、市内全域の防犯パトロールを実施してるところでございます。

パトロールコースは複数のコースを走っておりまして、また緊急の不審者情報が入った場合には、防災安全課から連絡をし、出没場所近辺を重点的に巡回するなどの対応も行っているところでございます。なお、この青色回転灯パトロールカーにつきましては、本年度中に環境負荷の低減に配慮した電気自動車の更新を予定しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。1台で全域、回っていただいているということで、結構見かけ

ますので、すごくゆっくり見ながら走っていただいているなというふうに思いますので、ぜひ今後そういったものをふやしていくってということも、検討していただければというふうに思います。

続きまして、不審者や災害への対応について、こちらについても各学校で本当に工夫されていて、子供たちみずから机でバリケードをつくったりというようなそういう訓練も、実践的な訓練を行っていたりとか、本当に工夫を、暗号みたいなのも各学校で考えたりとか、工夫されてるなということがわかったんですけども、区部からいらした先生からは、校舎の各階に職員室につながる内線電話があれば、何かあったときにすぐ連絡できるし、それから地震速報があればみたいなお話も、そういった御要望もありました。また学校を囲む生け垣の一部が何か枯れてしまって、中に入れるようになってしまっている。入っちゃうと、もう見えなくなってしまうので大変心配してるんだっていうような、そういう要望もありました。子供たちの安全にかかわることですので、こうした安全に関することには、ぜひ早急に答えていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 生け垣につきましては、第一小学校の西側のところかと思われませんが、こちらにつきましては環境の面にも配慮いたしまして整備されたと思われませんが、経過とともに木のほうも老木化し、一部は枯れているところがございます。また道路に面していることから、定期的に剪定も行っているところがあります。今後は生け垣の更新、またはフェンスへの変更など、いずれかの整備が必要かと認識しているところがございます。

以上です。

○**教育総務課長（石川博隆君）** 内線電話のお話があったと思いますが、内線電話等の設備で、非常時における有効な通話手段の一つというふうに考えられますけれども、各階に設置されております非常通報装置のボタンをですね、こちらを押すことによりますと、どこでも異常が発生してるかっていうのが、職員室のほうで確認ができるという形になってございますので、現在ありますそうした設備をですね、有効活用をお願いしたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** ぜひ必要な対策については、ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

ほかにも安全対策として、三中さんですけれども、昇降口のドアがちょっと老朽化して開きづらくなっていて、なれてる先生だとあけられるってことなんですけれども、例えば何かあって避難の際にあかないってことになれば、パニックになるということも考えられますし、また転落事故を受けて、市では全ての小中学校の全ての窓にストッパーをつけていただいたかというふうに思うんですが、これ本当にすごい数だったと思いますので、すごいなというふうに思ったんですけども、ただ、今まであくものだったので、つい勢いよくあけてしまって、子供が指を挟んだというようなこともあったそうで、既に学校のほうではクッション材をつけて対応したっていうところもあったんですけども、ぜひこちらも市のほうで、他の学校に対してもこうしたクッション材ですね、ストッパーについてはもう全校つけていただいていますので、そういったきめ細かい対応もお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 窓のストッパーにつきましては、設置してから間もないことから、これまでと同じように勢いをつけてあけてしまっているのではないかと認識しているところがございます。現状といたしましては、窓をあける際は十分注意するよう、各学校に繰り返し周知徹底していただきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） また子供たちの安全にかかわって、熱中症の対策についても、学校の予算でWBGT測定器——湿度や温度などから熱中症の指数がわかる、そうした測定器を学校の中で購入して、体育や部活を安全に行うために活用しているのですとか、運動会の際には、児童席にもテントを立てるために、近隣の学校で貸し借りをしているというようなお話もありました。学校さんによっては、テントじゃなくて農業用のネットで、スズシネットとかっていうものがあるらしいんですけども、テントよりも安価なもので、風通しがあるためにテントよりも涼しいっていう、そういう対策を行っている学校もありました。

ただ、学校から要望があった場合には、ぜひなかなか学校予算の中で買いたくても買えないって、それで貸し借りをしているということで、近くに学校が、小中学校、隣り合ったりするといいいんですけども、ちょっと距離があったりすると貸し借りも大変かなというふうに思いますので、学校から要望があった場合には、ぜひ市のほうでも購入していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校備品につきましては、校長会等、さまざまな機会を通じまして、各学校の状況把握に努めております。備品の購入につきましては、各学校への配当された予算の中で基本的には対応しておりますけれども、このような要望がありましたら、まず事情の精査を行いまして、使用頻度ですとか保管場所等を勘察いたしまして、購入が適当なのか、それとも近隣の学校から融通が可能なのか、限りある予算の中で、状況に応じて個別に適切な判断をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そうですね、買うと置き場所の問題もあるので、買うより貸し借りのほうがっていうような、そうした要望もあるかと思しますので、それぞれの実情をよく聞いていただいて、御対応お願いしたいと思います。

先ほど昇降口のドアの件で御答弁がなかったようなので、その点についてどういった対応ができるのか、教えていただければと思います。

○建築課長（中橋 健君） 昇降口のドアにつきましては、学校によっては老朽化しているところもございまして、個別に学校からの連絡によって修繕等、対応しているところでございますが、全体的な計画の中では、スチールであればアルミに交換していくと、そういった大規模な改修も必要かと考えているところですので、今後、計画的に対応してみたいと考えているところです。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今回、全校を視察させていただいて、どの学校も老朽化が進んでいる中で、先生方が限られた学校予算をやりくりして、児童・生徒の安全対策に本当に一生懸命に取り組んでいるということがよくわかりました。

子供たちのみならず、そこで働く教職員の皆さんにとっても、快適な学校環境、一日も早くつくっていく必要があるということを実感したと同時に、私たち党派としましても教育にもっと予算をつけるべきだということを、国や東京都に対して強く要望をしていきたいと思っています。また市に対しても、子供たちの安全対策につきましては、本当に最大限の努力を要望したいと思います。予算が伴う対応もあるかというふうに思いますが、子供たちの安全、命にはかえられません。

ただ、視察の中でいろんな各校の校長先生や副校長先生からいろいろお話を伺った中で、本当に老朽化でいろいろあちこち壊れたりするんですけども、市に言えばすぐ直してくれる。毎日のように連絡しても、すぐ

駆けつけてくれて直してくれるから大変助かっていると、そうした感謝の声も多く聞かれました。本当に密にやりとりをして、壊れたところを直していただいたり、要望に応じていただいているんだなということもよくわかりました。ぜひ今後とも引き続き、こうした学校からの要望に丁寧に応えていただくことを要望いたします。私の一般質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（中間建二君） 次に、18番、東口正美議員を指名いたします。

[18番 東口正美君 登壇]

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。初めに1番として、食品ロスの削減について伺います。

食品ロスの削減に関する国際的な関心の高まりは、2015年、国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて、食料品の損失、廃棄の削減を目標に設定しています。改めて、食品ロスとはまだ食べられるのに捨てられている食べ物のことであります。世界には飢餓で命を落としている方がたくさんいる一方、多くの食べ物が捨てられています。日本でも年間約600万トンを超える食品ロスが発生しており、1人当たり年間食品ロスは133キロで、1日当たりで見るとお茶わん1杯分の御飯を、毎日、国民全員が捨てていることとなります。食品ロスの削減について、私は平成28年第1回の一般質問で取り上げ、さまざまな提案をさせていただき、その後、東大和市においてさまざまな取り組みをしていただいております。本年、2019年5月、国会において食品ロス削減推進法が成立し、より積極的な推進のため、地方自治体に対しても食品ロス削減推進計画の策定が求められています。

そこで①として、これまで行ってきた食品ロス削減の取り組みについて、その内容と効果をお聞かせください。

ア、学校での取り組みは。

イ、市としての取り組みは。

ウ、事業者の取り組みは。

エ、家庭での取り組みは。

②として、食品ロス削減推進法の成立を受けて、市としての食品ロス削減推進計画の策定及び今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、2番、市内のプールの現状と今後のあり方についてお聞きします。

全国各地で既存のプールの老朽化問題に対して、更新維持費をかけずに、地域の事情に応じ、さまざまな工夫で水泳授業が行われています。私自身がこの問題に関心を持ったきっかけは、公共施設等管理計画について、千葉県佐倉市での視察をさせていただいたときでした。佐倉市は、全ての事業に横串を刺すファシリティマネジメントの先進市ですが、学校のプールについても、市内34校のうち老朽化した2校のプールを改修せず、市内にある民間のスイミングスクールへバスで移動して、水泳授業を行っているとのことでした。この話を伺い、当然当市のプールはどうなっているのかと考えました。

あわせて、昨年、平成30年の夏は、いまだかつて経験したことのない猛暑に見舞われ、暑過ぎて学校のプー

ルが中止になったと聞いたことです。かつて私たちが子供だったころ、暑過ぎてプールに入れない日がくると想像したことがあるでしょうか。屋外での水泳授業は、学校の先生方の負担も大きく、熱中症の危険性もあります。このように、施設の老朽化や激しい気候変動を考えれば、今後の市内のプールをどのようにしていくのか、東大和市でも考え始めなければならないと考えます。

そこで、伺います。

①市民プールについて。

ア、建設された時期と耐用年数は。

イ、年間の維持管理経費は。

ウ、年間の使用期間と使用日数は。

エ、天候や気候変動による集客への影響は。

②小中学校のプールについて。

ア、それぞれ建設された時期と耐用年数は。

イ、年間の維持管理費は。

ウ、年間の使用期間と使用日数は。

エ、天候や気候変動による水泳授業への影響は。

オ、今後の学校プール施設の維持管理及び水泳授業に関する当市の考えについて伺います。

③仮に、市内の民間屋内プールを利用して水泳授業を行った場合に想定されるメリットとデメリットについて伺います。

次に、3番、樹木の管理について質問いたします。

人と自然が調和した生活文化都市を目指す東大和市にとって、心地よい緑の環境を整えていくことが大切であることは言うまでもありません。私自身も木のことが気になり、過去の一般質問でも何度か取り上げてまいりました。平成24年第1回定例会では、上仲原公園についての質問の中で、公園の樹木の高木化について触れています。平成29年第4回では、野火止用水保全のための植生管理について、さらに木育についても取り上げてまいりました。それぞれの質問の角度は違いますが、樹木のごことは持続可能な社会を考える上で大切なことだと考えます。東大和市では、本年2019年3月、第二次東大和市緑の基本計画が発表され、冒頭の市長の御挨拶文の中でも、理想の水と緑の都市の実現に向けて取り組む決意が記されております。しかしながら、市民の皆様の要望に応え、将来を見通して適正な管理が隅々まで行き届いていると言える状況ではないと考えます。

先日たまたま知り合った樹木医さんが、このように言っていました。多くの自治体で樹木診断を行っていますが、行政の樹木の植え方は不思議で、大きな木のある学校の隣に、隣接した狭い歩道にまた大きな街路樹があるのよねと、今回の質問のヒントとなるようなお話を伺いました。また、埼玉県春日部市では、都市インフラマネジメント計画の中に街路樹も位置づけられ、ライフサイクルコストを考えた管理方針が示されています。東大和市でも市の全体を見渡して、将来にわたる魅力ある水と緑の都市となるため、樹木の管理計画が必要であると見え、以下の質問をいたします。

①市で管理している樹木の総数について。

ア、街路樹。

イ、公園・緑地等。

ウ、学校。

②それぞれの1年間の維持管理経費は。

③老木化・高木化による問題解決のため、長期的な管理計画が必要だと考えますが、市の考えは。

④自然災害による倒木や伐採後の樹木の処理はどのようになっていますか。また、より有効な活用の考えはありますか。

次に、4番、学童保育所について伺います。

2014年、放課後子ども総合プランが策定され、東大和市においてもさまざまな取り組みにより、学童保育及び放課後子ども教室の充実が図られてきました。さらに、2018年には新・放課後子ども総合プランが発表され、今まで以上に子供たちの放課後の充実が求められているところです。東大和市では、本年6月の全員協議会で学童保育所運営業務の委託について説明があり、初日の本会議でもさまざまな質疑があったところです。

そこで、改めて伺います。

①学童保育所の現状と課題について。

②令和2年4月から運営業務を委託することでの業務内容の変化と効果について。

③令和元年7月に行われた保護者・職員への説明会で、どのような意見がありましたか。

④今後の学童保育について市の考えについてお聞きします。

ここでの質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[18番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 食品ロスの削減についてであります。学校での取り組みにつきましては、各学校では、給食の時間や授業における指導、給食センターの栄養士による給食の献立の工夫や、食育指導などを通して、食品ロスの削減の視点を踏まえた食育の充実に努めております。詳細につきましては、教育委員会から願います。

次に、市としての取り組みについてであります。平成30年5月から市役所庁舎内の食堂へ食品ロスを削減するためのテーブルトップを設置し、食堂を利用される方へ啓発を行うとともに、環境市民の集いや産業まつりにおいて引き続きフードドライブの実施に努めているところであります。また、食材を無駄にしない方法や、買い物へ出る前に冷蔵庫内の整理整頓を呼びかけるなど、廃棄物広報紙「ごろすけだより」や、ごみ分別アプリなどを活用し周知に努めております。効果につきましては、平成30年度における可燃ごみが減量したことからも一定程度の効果があったものと認識をしております。

次に、事業者の取り組みについてであります。農林水産省では、平成28年度の日本における食品由来の廃棄物等の中に占める食品ロスは、年間約643万トンと推計しており、このうち事業に起因する食品ロスは約352万トン、家庭に起因する食品ロスは約291万トンと発表しております。事業者においては、食品ロスの削減に向け、食品の廃棄期間の見直しや予約販売の導入などが行われておりますが、市が協力を働きかけた事業の取り組みには至っておりません。

次に、家庭での取り組みについてであります。各家庭における食品ロスの削減については、冷蔵庫や家庭内の食品在庫を管理し、計画的な買い物をすること、また食材を使い切ることや、食事を残さず食べることなどの周知に努めております。効果につきましては、廃棄物の減量へ一定程度の効果があったものと認識をしております。

次に、食品ロス削減推進計画の策定及び今後の取り組みについてであります。令和元年5月31日付で食品ロスの削減の推進に関する法律が公布され、今後施行される予定であります。食品ロスの削減の推進に関する法律では、市町村においては基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないと規定されております。今後、東京都の動向や多摩地区の自治体の状況を確認するなど、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内のプールの現状と今後のあり方についてであります。市民プールにつきましては、昭和59年に建築し、毎年おおむね7月中旬から8月下旬までの間、市民の皆さんに御利用いただいているところであります。また市内の小中学校におきましては全ての学校にプールを設置しており、毎年おおむね6月下旬から9月中旬までの間、活用しているところであります。これらの施設は、建築から一定の年月が経過し、老朽化が懸念されていることから、施設の現状と将来の見直しを踏まえた中で、適正に管理していく必要があると認識しております。

次に、市内の民間屋内プールを利用して、水泳授業を行った場合に想定されるメリットとデメリットについてであります。実施に当たってはメリットとデメリットの双方があることを認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市で管理している樹木の総数についてであります。平成31年4月1日現在において街路樹の総数につきましては、高木・中木が3,223本、低木が2万270平方メートルであります。公園緑地等の樹木の総数であります。公園につきましては高木・中木がおよそ3,000本、低木がおよそ1万1,000平方メートルであります。東大和市立狭山緑地の樹木数については把握しておりません。学校内の樹木の総数につきましては、高木・中木がおよそ2,200本であります。

次に、1年間の維持管理費についてであります。平成30年度決算額としまして街路樹の維持管理費につきましては、通常の維持管理費のほか、市道第8号線街路樹植替え等工事費を含めまして4,789万1,306円であります。公園緑地等の樹木の維持管理費につきましては2,282万8,832円であります。学校の樹木の維持管理費につきましては、学校緑化整備委託料としまして、小中学校費合計で522万8,211円であります。

次に、老木化・高木化による問題解決のための長期的な管理計画についてであります。街路樹につきましては、ケヤキ、イチョウ、桜など老木化及び高木化した樹木があり、今後、樹木診断を行い、適切に管理していくことや、計画的に植えかえを行っていくことが必要であると考えております。公園、緑地等及び学校内の樹木につきましても、老木化及び高木化した樹木があり、計画的な更新や管理が必要であると考えております。

次に、伐採後の樹木の処理及びその有効活用についてであります。伐採した樹木や切り落とした枝につきましては、有効利用が図れるようチップ化、または堆肥化、改良土混合などを行っております。リサイクル施設で処分することを基本としております。学校におきましては、樹木の剪定や伐採においては、処分も含め業者に委託しております。

次に、学童保育所の現状と課題についてであります。現状につきましては、民間学童保育所の開所、施設改修、ランドセル来館事業の見直し等により、待機児童数は減少傾向となっております。課題につきましては、女性の就業率の上昇等により、引き続き高い保育需要が見込まれることから、保育需要に対応するための必要な人員の確保及び保育の質のさらなる向上であると考えております。

次に、学童保育所の委託による業務内容の変化と効果についてであります。現在の業務内容を低下させることなく、民間事業者の経験及び創意工夫による新たなサービスの導入により、保育の質をさらに向上させ、

市民サービスの向上を図ることができるものと考えております。

次に、令和元年7月に行った保護者及び学童保育所指導員への説明会についてであります。保護者説明会では新たに導入するサービスの詳細や、委託を起因とする育成料の変更の有無、ランドセル来館事業への影響等についての質問がありました。また、学童保育所指導員からは、主に今後の雇用や保護者への説明方法等についての質問がありました。保護者説明会に御参加いただいた保護者の皆様からは、委託に関しておおむね肯定的な御意見をいただいたものと認識しているところであります。

次に、今後の学童保育についての考え方についてであります。市としましては、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、子供たちが放課後に安全・安心な時間を過ごせるよう施策を進めております。民間事業者の経験及び創意工夫による市民サービスの向上を図るとともに、民間委託後においても入所における審査及び承認、子供たちの安全・安心な放課後の居場所づくりに関する量や質の確保、施設整備等につきましては、引き続き適切に市がその役割を担ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、食品ロスの削減についてであります。平成31年度に策定しました第二次東大和市学校教育振興基本計画では、今後5年間の指標として、給食残菜率を全ての学校において10%以下にすることを目指しております。市内の学校では、生産にかかわってくださった方々への感謝や、食べ物を大切にすする気持ちを育てるよう指導を行っているところであります。一部の学校では、残菜の少ない学級を表彰する奨励策を実施するなど、学校の実態に応じた取り組みを行っております。また、社会科、家庭科、総合的な学習の時間などの各教科等との連携を図りながら、食品ロスの削減について、児童・生徒が学習しております。給食センターでは、季節に合わせた献立を工夫するなど、児童・生徒の食が進むような献立の提供や、栄養士が学校を訪問して行う食育指導など、食べ残しを減らす取り組みを行っております。これらの取り組みにより、残菜率の改善が図られているところであります。

次に、市民プールについて御説明を申し上げます。

初めに、市民プールが建設された時期と耐用年数についてであります。市長からの答弁にもありましたが、市民プールは昭和59年度に建築され、耐用年数は東大和市公共施設等総合管理計画において、50年としているところであります。

次に、市民プールの年間の維持管理に係る経費についてであります。体育施設等の指定管理者からの報告によりますと、人件費を除いた平成30年度の実績は、水道料金を含む施設管理費と事務費を合わせて、おおむね750万円でありました。

次に、市民プールの年間の使用期間と使用日数についてであります。平成31年度は7月13日から9月1日までの51日間開設いたしました。

次に、天候や気候変動による集客への影響についてであります。市民プールは屋外施設であることから、開設期間の利用者数は天候により大きく増減するものと認識しているところであります。

次に、小中学校のプールについてであります。建築当時につきましては、第五小学校が昭和44年度で一番古く、続いて昭和50年代から60年代にかけて建設している学校が12校あります。改築した学校は2校で、第一中学校が平成4年度、第三小学校が平成9年度であります。耐用年数につきましては、平成29年2月に策定しました東大和市公共施設等総合管理計画において、学校はプールも含め、その耐用年数は47年としているところ

ろであります。年間の経常的な維持管理費につきましては、プール清掃委託料、プール循環装置保守点検委託料、ろ過装置修繕料、薬剤購入費等で、平成30年度の小中学校の合計額はおおむね710万円となっております。また小中学校のプールに係る水道利用料は、平成30年度でおおむね370万円となっております。これらを合計しますと、平成30年度は約1,080万円となっております。

年間の使用期間につきましては、おおむね6月下旬から9月中旬まで、使用日数は平均28日程度となっております。天候や気候変動による水泳授業の影響につきましては、天候不順が続く場合には、予定していた水泳の授業を、他の教科等の授業へ振りかえることが必要となります。また平成30年度のように猛暑の場合には、熱中症対策として夏休みのプール指導を中止したケースがございます。今後、維持管理につきましては、引き続き適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。また施設の老朽化の改善につきましても、今後、策定予定の学校施設等学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。今後の水泳指導に関する考えにつきましては、これまでどおり児童・生徒の安全管理を最優先することが重要であります。そのため、各学校において水泳学習実施の可否に関する適切な判断や、安全な指導法での授業の実施、水泳事故防止に関する児童・生徒自身の危機管理能力の育成など重視していくことが必要と考えております。

次に、市内の民間屋内プールを利用して水泳授業を行った場合に、想定されるメリットとデメリットにつきましては、既に民間屋内プールを利用した水泳授業を一部導入し、さらに拡大を検討している千葉県佐倉市の事例によりますと、メリットとしては天候に左右されずに授業が実施できること、水温や気温、衛生管理などの面で安定した環境で授業ができることなどが挙げられております。デメリットといたしましては、学校からの移動に時間がかかるため、授業時数の確保や指導計画の再編、学校間調整が必要なことなど、地域開放や中学校の部活動に活用できないなどが挙げられております。また、プール事業者との業務委託に係る内容精査や、一般利用客に関する事前調整も必要になると思われております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まずは食品ロスについてでございます。

これは先ほど述べたように、一度質問させていただいておまして、そこでたくさん提案させていただいたことも取り組んでいただいていたという形でございますので、確認を含めて新たにということでございます。これはことし5月に推進法が、我が党がリードをいたしまして、全会一致で可決させていただきまして、さらなるこの取り組みを盛り上げていきたいという思いで、今回、質問させていただきます。

それでは、まず学校から伺わせていただきます。

学校の食品ロスの取り組みにつきましては、1つは給食、1つは学習内容の中でという形になると思います。前回の質問のときに、この残菜の内容を聞かせていただきまして、白米の御飯が一番残ってしまうんだということで、献立さまざま工夫をしていただいているようなんですけれども、その後、何か変化があるかどうか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 白米の残菜についてでございますけれども、前回のときは古い学校給食センターということで炊飯を委託しておりました。その関係から、委託業者のほうでは学校給食用、子供用の御飯のみを炊くということではなくて、いろんな御飯を炊いておりましたので、なかなか子供に合った状態のものがいつ

も納品されるという状態ではなかったと。そういったことから残っていた点もあり、新しいセンターでは自前でやっておりますので、そのあたりを季節に合わせて水分量を調整して出している。

あと御飯につきましては、白米が好きな子、味御飯が好きな子、いろいろいらっしゃいます。そういった中で、味御飯ばかりにしてしまうということもできませんので、最近は多少ふりかけをつけるといったような対応も始めたところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

さまざま献立等、工夫していただいていること、また給食センターでおいしい御飯が食べられるようになったということなので、計画どおりに進んでいくことを望んでおります。

続きまして、学習の中でもさまざまな教科で取り上げていただいて、食育についてもたくさん取り組んでいただいております。実は今回のこの法律は、SDGsに基づきました初めての法律として、注目を浴びているところでございます。SDGsにつきましては、ほかの同僚議員が行いますので、たくさんは触れませんが、やはりこの点も踏まえて今後学習で食品ロスについて取り上げていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 現在、学校におきましては、先ほど答弁したとおりに、給食の時間の指導を含めて、各教科の実態、特質等に応じて、授業などで取り上げて食育指導の充実に努めているところであります。今後につきましては、またSDGsなどの各目標とも関連させながら、そういった食育の指導の充実にしても研究をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 学校での取り組み、何とぞよろしく願いいたします。

続きまして、市としてということで、市もたくさん取り組んでいただきまして、前回、フードドライブも提案させていただいて、恐らくその次の環境市民の集いからやっていただいたりとか、またテーブルトップ、さまざまやっております。また、ごろすけだよりも、たびたび出していただいていることも存じております。その上で、このフードドライブ、何回かやっていく中での変化とか効果とか、また今後さらにできそうなこと、私も今回新たに提案させていただくとしたら、フードドライブ常設とか、もう少し回数をふやすとか、そういうことしかないのかなというふうに思ってるんですけども、この点いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） フードドライブ、こちらのほう実施させていただきまして、今の現状でいきますと、市のイベントのとき、これ環境市民の集いと東大和市産業まつりのとき、この2回、年2回、行っております。先日、6月に行ったので計、都合6回、行っております。

内容的に変化という形がでございます。一番初め、やはり目新しかったのか、やはりすごく多かったというのがございますが、それから段々、1回減りまして、それから少しずつまた延びてというのが、今の現状でございます。また譲渡先ということで、できるだけ市内で循環したいというところもありまして、今、子ども食堂さんのほうと、また市の生活福祉課とタイアップさせていただいて、市内の中で、こちらのほう、消費をしていくということを目途に、今現状では動いているところでございます。

また常設という形はなかなか難しいというところは私、思ってるところでございます。今、フードドライブもそうですが、食品について、東大和市として、これは不要なものは買わないでということを中心に押し出しておりますので、フードドライブとして食べないものを集めるという形は、ちょっと相反するところがござい

ます。また職員体制のところもございますので、今の段階では常設ということは考えてはございません。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

フードドライブも出ないぐらい、食品ロスが減ってくるということが理想なので、ここのところはおっしゃるとおりかなというふうに思いますので、今後ともイベントで行っていただきたいと思います。そしてもう一つ、本市として取り組みが素晴らしいのは備蓄食糧ですね。3・11以降、どこの自治体も被害想定を挙げてたくさん備蓄したのはいいんだけど、数年前にこの廃棄で困っているというテレビのニュースをたくさん見たんですけども、本市におけるローリングストックの状況、備蓄品につきまして教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 防災の備蓄食糧の処分についてでございますけども、消費期限が近づいたアルファ化米や乾パン、ビスケットなどの備蓄食糧につきましては、市の事業ですね、過日の総合防災訓練や避難所体験訓練、防災フェスタなどで、参加者、来場者に対して配布を行っております。また自治会など、自主防災組織が主催する防災訓練の実施に際しましても、支援物資として配布しております、食品ロスに心がけてるところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） この辺の取り組みも素晴らしいので、やってるよということでアピールをしていただければ、食品ロス頑張ってますということで、アピールしていただけるといいなと思います。

続きまして、事業者につきましてでございます。事業者につきましては、当然事業者としてロスが出ないようにすることが当然考えられるわけで、ただ世の中の的には恵方巻きに代表されるように、食品ロスよりも購買チャンスのロスを懸念して、そういうことが起きているというようなことも知られている中で、この辺は国を先頭にいろいろな方法がこれから考えられていくと思います。

これから市にお願いしたい事業者のタイアップって、やってもらいたいと思うのは、実は今回のこの国でつくりました削減推進法の中に、食品ロス削減月間が10月で、食品ロス削減の日っていうのが10月30日になってまして、この由来は何かっていうと、松本市がすごく早く食品ロスに取り組んでいて、3010運動という、最近、皆さんもわかると思うんですけど、宴会とかのときに最初の30分と終わりの10分は、しっかりと食事をいただいて残さないようにという取り組みを松本市がしたということに対して、敬意を表してこういう、法の中にまで入っていったわけでございます、本市さまざまな取り組みが行われてるんですけども、もう一つまち——東大和市として何か食品ロスに取り組んでいるよっていうようなことを大きく打ち出すとしたら、やはりこの事業者さんとのタイアップで、PR効果になるようなものをしてもらいたいなと思ってるんですけども、この点はいかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） そうですね、確かにPR効果が高いものということで、実際、個人的にはやりたいということは、本当に思うところがございますが、ただ市として今現在、減量施策、さまざまなものを今進めています。まだ形にはなっていないものもございますが、そういったものもあります。これについては他の自治体の状況等をこれから考えながら、本市で何ができるか、そういったものをこれから調査研究は進めたいと、そのような形では考えてございます。他の自治体でやっていないことも、東大和市はやっていくところだけは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○18番（東口正美君） よろしくお願ひいたします。期待をしております。

そして、エの家庭からというところで、ここは自分自身も含めて意識をしていかなければいけないと思っております。600万トンを超える食品ロスの半分強が、この事業者、そして半分弱が家庭から出ているという中で、なかなかこの取り組みが、実はこれ平成28年のとき642万トンとか3万トンというのが、先ほども答弁の中にありましたけれども、その後、公的に出てる数字がないんですけれども、600万トンを切った数字はちょっとどこ見ても出てこなくて、やはりなかなか食品ロス、家庭での食品ロスも含めて、減っていくのが本当に難しいんだなっていうのを実感をしているところでもあります。

ですので、家庭での取り組みも含めまして、ごろすけだよりもたくさんアピールをしていただいております。もう一步真剣に、国民運動としてこの食品ロスを盛り上げて、そして国際貢献のためにも、役に立っているためにも、もう一步、進めていきたいと思ひます。なので、このギアを上げるためには、自治体が求められている削減計画の策定というのが、どうしても必要だと思ひますけれども、②番に移っておりますけれども、この点をもし当市に、まだまだ様子を見てっていう御答弁だったので、今後これをつくっていく担当っていうのはやはり環境課になるということで、期待をしてよろしいでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 担当部署といたしましては、ごみ対策課になるのかなというふうに思ひます。環境部のごみ対策課のほうで、こちらのほう計画をつくるような形になると思ひます。確かに計画自体は必要になる可能性は十分あるというふうには認識は持っています。

ただ、今の段階でいきますと、東大和市一般廃棄物処理基本計画、この中にも食品ロスに関しては記述のほうさせていただきますし、今テーブルトップと、そういったものも少しずつではありますが、着実に進めるという形でやっております。法律の中に、市町村がやらなきゃいけないようなこともうたわれておりますので、そういったところも少しずつ考えながら、計画についても調査研究は進めていきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） じゃ、済みません、学校も全て含めて全市を挙げて、また私たち家庭も心がけて、食べなさそうなものは買わない、あとスーパーで手前からとる。この小さな心がけて、社会の中、また家庭の中の食品ロス、減っていくというふうに思ひますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

1番につきましては、以上で終了させていただきます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時51分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（真如昌美君） 1件、御訂正をお願ひいたします。

先ほどの私からの答弁につきまして、一部訂正をさせていただきます。食品ロスの削減の答弁の中で、第二次東大和市学校教育振興基本計画について、平成31年度に策定と申し上げましたけれども、平成31年2月でありますので訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、2番のプールの問題についていかせていただきたいと思います。

市民プールについて伺いました。昭和59年で50年ということで、あと15年ぐらいが更新の時期だというふうになってますけれども、この15年先のことを今の時点でどんなふうを考えているのかが、まず1つ聞きたいことと、あと市民プールにつきましては、もう1点、この天候によって集客への変動があります。今、指定管理制度になっていて、当然、収益に差が出るわけですよ。そこのところは、今どんな形で対応されてるのか、去年みたいにすごく暑い年もあれば、ことしのように長梅雨が続くということもありますけれども、その点の今の対応をお聞かせください。

○社会教育部長（小俣 学君） まず1点目の私から御答弁させていただきます。

市民プールについての建て替えについてということですかね——と認識しておりますが、市民プールにつきましては、先ほど教育長答弁からもありましたが、耐用年数は50年ということでありまして、あとそうですね、50年たつのは令和16年ということになる予定なんですけれども、この耐用年数が来たからということで、即座に建て替えをしなければいけないのかというと、そうでもなくて、必要に応じて修繕や手当を行うことで、施設の延命は図れるものというふうに認識をしております。

現在は改修工事をしながら延命化を図ってきておりますので、市民プールの建て替えの計画はありませんけれども、公共施設等総合管理計画の中におきまして、施設の老朽化の状況、利用状況及び維持管理費用等を踏まえて、効率的な施設利用を含めて今後のあり方を検討しますと記載をしておりますので、その計画に沿うよう関係部署と連携をしながら対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○社会教育課長（高田匡章君） 天候や気温の違いによる利用者数、集客数の違いと、それから指定管理料への影響ということで御質疑をいただきました。

天候や気温の違いによる利用者数の違いにつきましては、当然にして気温が低い場合は、利用者数は少ない傾向にありまして、特に顕著にあらわれているのは雨天時、これは非常に利用者数が落ち込む傾向がございます。

また曜日との関係で申し上げますと、土曜日、日曜日はやはり多くて、多いときでは2,800人程度という結果となっております。平均いたしますと、ここ数年見ましても、利用者数は年間4万5,000から4万6,000程度で推移しておりますので、指定管理者におかれましては、この辺を見込んだ上で、指定管理料のほうを設定されてるところで、特に後から追加で払うとか、そういったことはございません。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

先ほど答弁で維持管理には大体750万ぐらいということですが、施設のこの35年間の間で、修繕も何度かしてきたことだと思うんですが、この直近の修繕、またちょっとさかのぼって、もしわかるようだったら、市民プールにどれぐらい修繕費かけてきたのか教えてください。

○社会教育課長（高田匡章君） 市民プールの修繕の状況ということでありますけれども、平成25年から申し上げたいと思います。大きなもので申し上げます。

平成25年度は、市民プールの歩道橋補強工事、こちらが320万2,500円。続きまして、同じく25年度ですが、市民プールの日よけ塗装工事、こちらが27万3,000円。続きまして、26年度でありますけれども、市民プールのスライダ―塗装等工事、こちらが184万8,096円。それから29年度になりますけれども、ろ過装置配管等改修工事としてですね、こちらは金額が1,154万5,200円。このようなことを対応いたしまして、老朽化する施設に

対して対応してきたところであります。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。大体の様子がわかったかなというふうに思います。

続きまして、中学校のプールにつきましても、耐用年数等、伺わせていただきましたけれども、今の状況だと五小が昭和44年なので、ことしちょうど50年で、計画だと47年ということで、既に3年オーバーしているわけですが、この五小のプールについての今後の考え方、教えてください。

○学校教育部長（田村美砂君） 今議員のほうから御紹介ありましたように、五小のプールが50年ということで、耐用年数は47年としているところから、3年オーバーしているというところでございます。学校のプールにつきましても、全般的に今の社会教育部と同じですが、耐用年数は47年というところですが、将来的な計画ということで、公共施設の管理計画で見通しが書いてございますけれども、その中でも学校施設の建て替えや長寿命化改修等の実施などをしながら、学校施設の最適化を図っていくということが書かれておりますので、長寿命化改修などの対応によりまして、適正な維持管理を図っていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 先ほどの答弁の中では、平成4年に一中、また第三小学校は平成9年に改築をしているということですが、このときはどういう判断だったのか。また、この改修工事には幾らぐらいのお金がかかったのか教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 一中と第三小学校のプール、こちらにつきましては、もともと伺ってる話ですと、失対——失業対策ということで、その中で設置したということで伺ってますので、ほかの学校と環境ですね、プールの状況ですね、同一に整備するという中で改築をしていたのかなと思いますが、改築の費用につきましては第三小学校がですね、平成9年になりますが、こちらのほうは約1億4,000万円ほどかかっております。それから第一中学校につきましては、こちらのほうはプールの控室や、プール機械室等は既存のものを使っておりますので、プール水槽本体というところの改修、改築工事で、約9,900万円ほどかかっているところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

維持管理経費は思ったより私、15校で710万円なので安いなと思ったんですけど、それ以外にも、要するに長寿命化していくためには設備に対する補修をしなければいけないと思うんですけども、プールは大体、プール槽とろ過機とその他周辺、シャワーとか管理とか、去年は五小のプールの外壁とかも直してもらいましたけれども、そういう3つぐらいに分けて考えられると思うんですけども、これらは幾らぐらいかかるのか教えてください。

○建築課長（中橋 健君） まずプールの循環装置、こちらにつきましては平成19年に、新しいところでは平成19年になってしまいますけど、第二中学校で循環装置の取りかえ工事を行っています。その際は700万円ほどかかっております。それから、プールの水槽内、またはプールサイドですね、こういったところのシートの改修工事を直近で行ったところでは、第四小学校では平成30年度行ってます。こちらにつきましては1,200万円ほどかかっております。また第八小学校では、平成29年度にプールサイドは除いて、プール水槽内ですけど、こちらでシートの張りかえ工事を行いまして約800万円ほどかかっております。それから、機械室等の附属室の改修工事でございますが、こちらにつきましては第四中学校で、平成26年になりますが、プールの外壁等の

塗装工事ということで約800万円ほど要しております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

何となくこの市全体のプールにこれぐらいお金がかかっているのかなっていうのが、皆様の中で想像がつけばいいかなと思っております。その中で使用期間、使用日数、市民プールだと大体6月から9月まで51日間で、学校のプールだと平均的には28日程度、使われているということも確認をさせていただきました。さらに天候による変動もあるということで、先ほどの市民プールの集客はそんなに関係ないようですけども、当然学校の授業はさまざまな影響を受けるということが容易に判断できます。

特に先ほども何度も言ってるように、とっても暑くてプールに入れないっていうとき、そういう気候になってしまったということで、この屋外のプールが果たしてどうなのかなっていうふうには思うところは、この維持管理経費の部分とこの天候のことですごく、今後どうしてつらいのかなっていうことを聞きたいというのが今回の質問です。

夏休みのプールや、また学校、自分が学校に通ってたころのこのプールの記憶ってやっぱりあって、暑い日にプールの水のシャワーの冷たさとか、コンクリートの熱さとか、何となく郷愁に誘われるので、学校のプール、今のまんま維持したいなっていう気持ちもすごくあるんですけども、一方で全国的にはさまざまな形で屋内プールを利用して、水泳授業が行われているというのもございます、この辺をどう考えるのかっていうことを考え始めなければならないのかなというふうに思っています。

先ほどは佐倉市のことを取り上げさせていただきましたけれども、今回この質問に当たって、会派で海老名市の学校プールについて視察をさせていただきました。海老名市では、10年ぐらい前から、平成19年から随時この老朽化してるプールを更新せずに、市内にたまたま公立で、当時3つ、今4つの屋内プールを持っておりまして、こちらへの水泳授業に全面移行を10年間かけてしてきているという様子を伺ってまいりました。先ほども民間プールに通うときのメリット・デメリットを聞きましたけれども、やはり移動にすごく時間も手間もかかるということ。また授業のカリキュラムを、普通体育の時間、1時間ですけれども2時間単位にしなければいけないこと。さまざま手間もかかるんですけども、じゃ一方、子供たちの様子はどうかというと、衛生的であり暑くても寒くても適温の中で水泳の授業ができるということで、非常に喜んでいるというお話を聞きました。また、見学者の数がすごく減ったというふうにも聞きました。

一方で、中学校、最初はその屋内プールを使って、バスに乗って中学校の水泳授業もやってきたけれども、カリキュラムが組みきれなくて、今、中学校のプールは一旦中止をしているというような、この海老名市の取り組みを伺ってきたときに、本市として今後どうしていくのかということは、さまざまな事例を参考に考えてもらいたいなというふうに思っています。一方で、本市には公立の屋内プールというのがないので、海老名市のようにはいかないです。佐倉市が民間のスイミングスクールを借りてという事例もありますので、そういうふうにと考えると1カ所、思い当たるところがあるので、一番最初に老朽化で、長寿命化したとはいえ、どこかでは大規模修繕、先ほども1億4,000万というふうに数字を伺いましたけれども——をかけなきゃいけないというふうになったときに、じゃ同じように変えていくのか。また、民間スイミングスクールを借りて、その学校に関しては授業をするのかっていうようなことも含めて、検討をしてもらいたいというふうに思っております。

いろんな他市の事例の中で海老名市は、この屋内プールで授業はするけれども、授業自体は担任の先生を主

軸に1名、インストラクターをつけるという形で授業をしてるというふうに伺いました。また、ほかの事例を見ると、水泳の授業自体を民間に委託してるっていうところもありますので、こういう事業のやり方なんかもさまざま研究をしてもらいたいというふうに思っております。

屋内でプールをやることでの、先ほどは子供たちの授業の様子を伝えましたけれども、監視員のこともおっしゃってまして、学校の屋外プールをやるためには、監視員の確保が大変で、人が足らないと校長先生とかも、ずっと炎天下で監視しているってというような話も伺ったりします。一方で、屋内プール、もともとあるプールでやりますと、その監視体制が既にできているので、先生と補助教員がつくぐらいで授業ができるというふうにも伺いました。こういうさまざまなことを勘案して、考えてもらいたいと思います。

いろいろ調べていくと、実はこの老朽化とともに水泳の授業をやらなくなっちゃったっていうところもありまして、指導要領の中にも、水に対する安全対策を学習しなきゃいけないけれども、水泳しなくてもいいというようなことが書かれ——しなくてもいいとは書かれてませんが、水泳をしなければならないとは書かれていないということで、やめてしまっているところもあるということでございます。

ただ、私はこの水泳の授業は、泳力のことよりも子供の命を水から守るという中で、なくなっちゃいけないものだというふうに私自身は思っています。この夏もテレビや、さまざまなニュースで、水の事故がたくさん起きているという中で、やはり水に対する先ほどの教育長答弁の中にもありましたけれども、安全管理、危機管理、また命を守るというために、この水泳授業とても大事だということもありましたので、このことも含めて考えてもらいたいと思っています。そういうふうに考えると、今、市にある屋外プールを16校、このままどうするかということ考えたときに、当然学校の適正規模ということもありますので、そういうこともある。一方で、じゃ市民の方からは屋内プール欲しいってというような要望も受けてまいりました。私自身はこれだけ公共施設を持つといろいろなお金がかかるという中で、積極的にそのことをあえて今まで言ってきたことはないんですけど、この16校ある屋外プールに対して、もし屋内プールを持ったときに、全ての学校にプールがなくても授業ができたり、また年間を通して市民の方たちがプールを使うことができるっていうことであれば、屋内プールの建設ということも、考えることもあっていいのかなと。そのためにはやはり長期計画で考えていかなきゃいけないと思ひまして、今回取り上げをさせていただきました。ですので、この市の学校のプールということもありますけど、市全体のこのプールのあり方について、今後、市がどのように考えるのか、今の時点でのお考えを伺えればと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 市としてのプールの考え方ということでございます。温水プールという御提案もありましたし、各学校と現在の市民プールと合わせた経費、総合的に判断した中でということでございます。今こちら、公共施設のマネジメントを所管している部としましては、新たにやはり施設を新設するというのは大分ハードルが高いのかなと思っております。

また温水プールにつきましては民間施設でもございますので、そこと競合する面もあるのかなと思っております。ただ一方で、今学校と市民プール全体を見比べて、経費を見比べて、また子供たちを移動する時間なども、時間とか経費もございますから、それは年間、維持管理費として出てくると思うんですね、経常的経費として。そういうものを総合的に勘案して、仮に温水プールのほうが安いということであれば、そういう選択も出てくるのかなというふうに思っております。

公共施設の再編計画ということで、今全体的な見直しをしておりますので、その辺を検討する中で、そのプールのあり方というのは、総合的に判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

公共施設の管理計画もつくっていただきましたし、白書、カルテ、さまざまつくっていただいているんですけども、どうしても今の担当の課、部の中での考え方だけになってしまうことがあるかなというふうに思いますので、今プールの今後について企財部長お答えいただきましたけれども、やはりそういう全庁的な視点での、プールに限らず取り組みがこれから、少子高齢化の中で考えていかなきゃいけないと思います。この減らすということが、なかなか難しいときに、量は減るけど質が上がるということを私は目指していくべきだというふうに思っております、その点からもこのプールというのは非常にわかりやすい題材かなというふうにも思っておりますので、何とぞ施設面ではよろしく申し上げます。

一方、先ほども言いましたように、夏のプールというのは、やっぱり子供のころに私たちが経験してきたものを、屋内プールにしてしまうと違う形になってしまうというふうに思うんですけども、今度、学校の教育的な観点からはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 水泳の学習そのものにつきましては、先ほど議員からもありましたとおり、学習指導要領の中で一定程度規定があるものでございます。したがって、できる限り、この学習指導要領の中に示されている内容については、技能もあわせて態度、それから子供自身の自己管理能力等も含めて、この水泳の学習を通して、やはり育てていく必要があろうかと思えます。その際には、確かに夏の時期というのは、これまでの郷愁等の中で、ある部分ではありますが、そういったものも含めて検討する題材にはなるのかなというふうには思っております。

以上です。

○18番（東口正美君） 少し先の話になるかもしれませんが、そろそろこの辺も考えていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番、樹木の管理にいきたいと思います。

樹木のこともずっと気になってまして、今回、総数が知りたいなと思って、土木課、環境課、そして学校とたくさん木を管理してであろうところで伺わせていただきましたけれども、先ほど答弁の中には狭山丘陵は入ってませんってということだったんですけども、それ以外に例えば野火止用水の樹木の本数なんかは、この環境課が示ってきている緑地の中に入ってきているのかってことを伺います。

○環境課長（宮鍋和志君） 市長答弁のほうで申し上げました、公園緑地等の高木・中木がおよそ3,000本程度、低木のおよそ1万1,000平米の中には野火止用水の樹木は含まれておりません。公園以外の施設でありますこども広場、狭山緑地、野火止用水の樹木の本数については、現在正確な把握はできてございません。また公園緑地等の樹木の維持管理費について申し上げた2,282万8,832円でございますが、こちらにも野火止用水に係る経費は算入しておりません。野火止用水の経費を算入いたしますと2,955万9,716円となります。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

要するに、今回、先ほど答弁でいただいたところだと、全部で足すと8,450本になるんですけども、それを超える狭山丘陵、野火止用水の樹木、またこども広場の樹木があるということを理解しました。そして、補正予算で触れなかったんですけど、今回庁舎の剪定っていうのが出てきて820万円で、まだまだ木があるというふうに思ったんですけども、今回、補正予算で計上されている樹木の管理についての詳細を教えてください。

い。

○総務管財課長（岩本尚史君） こちらにつきましては、例年、行っております庁舎周辺の植栽の剪定、また消毒とは別に、かなりケヤキ等、高木、高く大きくなり過ぎてるものがございます、近隣の住宅、電線、また庁舎等の被害防止のために、今回の強剪定をさせていただくために計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 総務管財課が管理してる樹木っていうのは、本数ではわからないかもしれないんですけど、場所ですね、今回この総数がある程度わかったらいいなと思って質問させていただいてるんですけど、どのようになっていますでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 庁舎周辺につきましては、ちょうど平成21年度に強剪定をしたときに、高木配置図というようなものも業者につくっていただいていますので、その中で管理をしているところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 少し量とか数とかがわかることを教えてもらいたいんですけど。

○総務管財課長（岩本尚史君） 失礼いたしました。

今回、剪定するところはケヤキが26本、ほか70本というところで計算をしているところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） どのかわからないですけど、それ以外にも公民館とかいろんなところにまだまだ、市が管理しなきゃいけない樹木っていうのはあるんだろうなと思ってます。今、高木の本数だけになってますけれども、低木は足すと3万1,000平方メートルで、東京ドームが4万7,000平方メートルなので、5分の3ぐらいの低木の管理を市がしてくださってるということがわかりました。

じゃ、それだけっていうふうに考えると、東大和市は都立の公園、東大和公園も相当な樹木がありますし、また南公園も、そんなたくさんではないですけども、木があります。また、都営団地なんかも樹木がたくさんあって、いろんな御要望をいただきますけれども、そういう意味ではコンパクトシティの東大和市の中に、すごく緑が豊かだっていうのはよくわかってることだと思っています。一方で持ってるということは、管理をしなければいけないということで、先ほど幾らぐらい年間かけてるのかっていうことを伺いましたところ、8号線の植えかえ等も入っていますけれども、8,000万円ぐらい、年間、樹木の管理に経費を使っているということがわかりました。

これはちょっとさっきの庁舎は、毎年やってることではないということだったんですけども、そういう意味ではこの経常的にかけてる経費だけじゃなくて、去年の台風のとときかも相当倒木があって、各課、御苦労いただいたと思うんですけども、何本ぐらい倒れて、どれぐらい経費がかかっているのか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 去年の台風でございますが、平成30年9月4日の台風21号と平成30年9月30日から10月1日にかけての台風24号がございました。両方とも、強風がすごいような台風でございました。道路の街路樹につきましては、9月4日の台風21号につきましては、倒木はございませんでしたが、都市計画道路3・5・20号線の歩道の中木、ハナミズキの多くが倒れかかった状態になりまして、市職員でもとに戻し、固定する作業を実施したような経過がございます。また、民有地の木が道路を塞いだ箇所が1カ所ございました。9月30日から10月1日にかけての台風24号ですが、こちらは数多くの街路樹が倒れまして、街路樹の倒木本数が12本となっております。

市道第2号線、桜街道の桜であったり、市道7号線、中央通りのトウカエデ、また市道9号線、八幡通りの

スズカケですね。それから、開発区域内にありますアラカシというようなものが倒木となつてございます。また、街路樹の枝折れが3本ございました。そのほかにも民有地の樹木が折れまして、道路を塞いだ箇所が6カ所あったというような経過がございます。

費用の関係でございますが、倒木12本中、3本を業者発注により撤去しまして、工事費用は19万5,692円となっております。残りの9本につきましては市職員が撤去しまして、処分はリサイクル施設に搬入しましたので、その費用が4万4,744円、合計で24万436円の支出となっております。

以上でございます。

○環境課長（宮鍋和志君） 公園緑地等でございますが、同様に台風の21号と24号により大きな被害が生じております。倒木の様子といたしましては、狭山緑地、野火止用水、上仲原公園等で、ケヤキ、クヌギ、桜等の大きな樹木の倒木が目立っております。台風による倒木で処理にかかった費用でございますが、高木で対応は困難なものについて業者に委託しましたことから、費用が約443万円となっております。

その他の倒木につきましては、環境課職員が対応しております。特に狭山緑地につきましては、東大和市雑木林の会の協力をいただきまして、協働で対応しております。また現時点で倒木が危ぶまれる樹木につきましては、公園、こども広場、野火止用水については、職員が確認して処理済みでございます。

以上でございます。

○建築課長（中橋 健君） 学校の敷地内においても、昨年の台風24号により樹木の被害がございました。処理にかかった費用でございますが、極力ですね、職員で対応いたしました。高木等で対応が困難であった第一小学校、第五小学校及び第一中学校の対応におきましては、委託料といたしまして合計で79万9,200円を支出いたしました。また、現時点で倒木等が危ぶまれる樹木は、現在のところ確認はしておりません。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

業者に頼んでる以上に、相当数、職員の皆様が処理をしてくださっている部分もあるので、この目に見えない経費もたくさんかかっているというふうに想像をしております。私は先ほども言ったように、大きな木があるんですけど、課ごとに管理していると、さっき言ったようにこっちに公園の大きい、学校の木があったりするの、狭い歩道に大きな街路樹みなくなっちゃっている状況が見受けられて、これどうしていくんでしょうかって思うんですね。

それぞれ担当されてる課の人たちは、いろいろお考えなのかもしれないので、今後のそれぞれ持っているとか、今、樹木を管理していて感じているようなことがあれば、教えていただきたいなと思ってるんですけども。

○環境部長（松本幹男君） 今お話ございましたとおり、かなり高木が、かなり大木になってしまっているというところが、市内に数カ所、現状としてあるという部分でございます。本来であれば、もっと早い段階から計画的な管理を行うことで、そこまで高木が伸び過ぎることのないような管理というものもあったと思うんですが、ただ現状、そうは申しましてもうかなり、高木がかなり高くなってしまって危ないという危険箇所と思われるような場所がございますので、そこについて何とか手を入れたいということで、ちょっと検討を昨年来、台風の関係がございましたんでしてきたところでございます。

ただ、かなり非常に多額のお金がかかり過ぎるという現状がございまして、それで私ども環境課のほうで公園の長寿命化を今やっております。この公園の長寿命化は、国の社会資本整備総合交付金、こちらをいただい

て実施してるわけなんですけど、補助要綱を見ますと、その中に樹木の関係も、植えかえ等で国の交付金が2分の1ということで記載はございます。それで正直申し上げて、東京都へ少し確認したところ、樹木の植えかえで、補助対象ということにはなってるけれど、実績としてないんですね、調べたら。なぜないのかっていうところで都へ確認したところ、本来であれば要件にはなる。ただ、どこの自治体も手を出さないっていう現状があるそうです。理由としては、後の会計検査院の現地検査があった際に、なかなか樹木で、生き物でございまして、そこのところが、間違いなくこれを、その補助をいただいたときに剪定をした、植えかえをした。それと同じ樹木がこれであるという、その数年後、いつくるかわからない現地検査で対応が難しいということで、どこの市も手を出してないっていうお話をちょっと伺ってます。なのでできれば本市としては、そういった特定財源を活用していかなければ植えかえできませんので、そこのところをもう少しちょっと精査をして、何かいい手だてがないか、きちんと情報を集めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路の街路樹につきましても、大木化、老木化が進行してございまして、今後、撤去や更新が必要になってくるっていうことでは認識してございます。

今後、街路樹の点検と診断を行っていくなど、その結果から街路樹の植えかえについて計画的に実施していきたいと考えてございますが、先ほど議員がおっしゃられたような、公園の横に道路の樹木があるなど、そういうところも考慮しながら考えていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○建築課長（中橋 健君） 学校敷地内の樹木におきましても、老木化や高木化した樹木がたくさんございます。個別には樹木の剪定委託の中で、剪定や、それ以上に切る強剪定という形ですね、対応していくところがございますが、かなり本数や、高木化して費用も大きくかさんでいるところでもございまして、今後は計画的な更新や、管理が必要であると考えてるところではございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

実は学校の2,200本に結構びっくりしてます。この間も総合防災訓練で三中に改めて行かせていただいて、中に入って下から桜を見上げると、物すごい大きくなっていて、50周年の歴史を感じるなっていう感じですけども、やはりちょっと今後は考えていかなきゃいけないのかなと思ってます。長期計画を立ててる自治体もあるんですけども、これ街路樹に限ったことなんですけれども、さっき壇上でも春日部市のこと言わせていただいたんですけど、この春日部の計画の様子、お調べのようでしたら教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 埼玉県の春日部市でございまして、こちら都市インフラマネジメント道路計画というのを作成してございます。こちら平成28年度に策定しておりまして、平成30年度から平成で言いますと平成59年度までの30年間の計画でございまして、具体的な実施計画を策定し、10年ごとに計画の見直しを図っていくというもので、道路全般と、その中で舗装と街路樹に分けて計画をしてございます。

その中で、課題としまして、街路樹の再整備と管理方針の明確化による、管理の質の向上が必要ということで、具体的な計画案としまして、安全性の確保ということで、歩道幅員を確保するための樹木を撤去、現在歩道が狭い中でも樹木が立ってる。そういう部分の樹木を撤去していくと。

また、植栽間隔を確保するための樹木の撤去ということで、現在の植栽間隔8メートルぐらいのものを、20メートルぐらいとして樹木を削減するっていうような、そのような計画でございまして。また樹勢が悪化した樹

木の撤去等がございます。

もう一つ、管理効率の向上ということで、大径木化した樹木の更新ということと、樹木特性により管理費用がかかる樹木の更新ということを掲げてございます。計画目標としまして、30年間で街路樹剪定費の年間将来コスト、約1億円を4,200万円まで削減するという計画になってございます。これは58%減ということでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

それでも街路樹だけなんですよ、春日部がやっているのも。このトータルから経費を割り出してどうするのかっていうのは、これ公共施設等管理計画で既に全庁的な取り組みということで、固定資産台帳をつくってっていうようなところから、建築物に対しては計画が立てられたわけですけども、この樹木についても全庁的にやらないと、何度も言いますが、大きな木の隣に、ほかの課が管理してる大きな木があるみたいなことがあるということですので、これも市全体で考えてもらいたいなというふうに思っています。

市制50周年を迎えるということで、やっぱり当時想像してたより木が大きくなってるとはなつかないかと。例えば緑道とかも歩いていても、自転車でよけなければ通れなくなっちゃう時期があって、でも市民の方からも御要望いただくので、ここ剪定してくださいっていう形で、剪定していただくので大丈夫なんですけど、この1年間のある時期になると人がよけなきゃいけないような樹木でいいのかなとか、それって多分植えたときにはわからなかったこともあるのではないかと思いますので、大きく見ながら、細かく見ながらっていう感じでやっていかないと、事後保全で何百万円、何百万円って、こうかかっていくっていうことでいいのかなっていうのがとっても気になってるところなんですけれども、これをさっきのプールと同じような感じなんですけど、街路樹だけじゃなくて、東大和市の緑の管理ということで、緑の基本計画の中にはこういう本数のこととかは書いてないし、それに幾らお金がかかっているのかっていうことも書いてないので、そういう意味では公共施設管理計画樹木バージョンみたいなものを、市として考えていただきたいと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 今御提案いただきまして、街路樹や公園、緑地等の樹木の総合的な管理ということでございます。

老木化しておりますので、危険性のある樹木などもあるということで承知しておりまして、財政担当としても、その緊急性あるものにつきましては、優先的に予算をつけるような対策を講じているところでございます。

そういう中で今、全体的な管理でございますけれども、今の段階ではすぐに着手できるような状況ではないと思っております。というのも、他の行政サービスなどもございまして、必要な経費なども多額になるということも、今の御答弁の中でありましたので、そういうことを踏まえたときに優先的に取り組む内容について、どのように判断していくかということになるかと思っております。

御提案をいただいておりますので、その辺も横断的に庁内で検討する、研究する中で、判断をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） この樹木の管理のトータルコストっていうことで、私が最初に目についたのは名古屋市の事例です。これ担当、調べていただいていると思うんですけど、この名古屋市の樹木の管理のトータルコストのことをちょっと教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 愛知県名古屋市でございますが、街路樹再生指針というのを策定してございます。平成27年8月の策定でございます。こちらは量の拡大から質の向上への方向性を見直しということで、現況、街路樹の本数が約10万4,000本あるというところでございます。経過としましては、街路樹を維持管理する予算ですね。ピークだった1997年度に18億円だったのが、2014年度に8億円に減少したというようなことになってございます。これは同期間に生活保護など扶助費が膨らみ、予算を圧迫したことから減額になったということでございます。そこで、名古屋市につきましては合理化を図り、樹種を植えかえるなどで年に7,000万から8,000万円ほど管理費用をできるため、この計画を立てたものということでございます。

再生の方針としましては、計画的な更新、撤去による街路樹再生、また樹高、木の高さですね——の抑制、間伐、剪定管理による樹形管理、名古屋の顔になるシンボル並木の形成っていうものがございまして、改善の内容としましては、先ほどの春日部市と似てございますが、樹木の撤去、更新、管理数量の見直し、剪定頻度の少ない樹種への更新、樹高の抑制、間伐、シンプル並木の形成っていうようなことを抱えてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） なので名古屋の場合は、かけてた経費をほかの生活保護等の民生費が重くなってしまったので、強制的に金額を落とさざるを得なくなっちゃったっていう中での計画で、今のほかのこととの優先順位っていうこともあったんですけども、ほかにたくさんお金がかかることも見越せるので、この樹木の管理を計画的にやっていかないと財政的な圧迫は大きくなる。倒木してしまえば、交通を遮るだけじゃなくて、運が悪ければ人命にかかわるっていうことになっていくので、早くこれを計画的に行わなければいけないのではないかという危機感を持っています。なので、さっきのプールの話も、樹木の話も同じでして、10年、20年あつという間にたってしまう中で、樹木の管理については事後保全になってないかなというふうに思っていて、これを予防保全に何とか変えていく中で、当市が目指すところの人と自然が調和した理想的な緑のまち、緑の東大和市をつくっていくためには、この管理計画を立ててやっていかなければいけないのではないかというふうに思っておりますので、何とぞお願いをしたいと思っています。

この点もう一度、お伺いしたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） ただいま財政的な効果というお話もありましたので、その辺も含めて研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。きのうも行政改革の話、たくさん、おとといですね、初日ありましたけれども、ますます超高齢、超少子化に入っていく中で、何とぞ先の人たちに負担が余り残っていかないような形で考えていただければと思います。

その上で処理、有効利用ということで、どうしても先ほどのように倒木で事後保全になっちゃうと、何とかそれを処理しようっていう形しかないんですけど。一方で木というのは、もう少し生活の中で、循環しながら使われていくものではないかというふうに思っていて、できれば予防保全の中で出てきた樹木を、有効利用できないかなと思っております。今チップ化を一生懸命していただいておりますし、これはごみ減量の意味からも、環境の意味からも、いろいろ御苦労いただいていたのですが、それ以外に何かできないことないかなというふうに考えます。例えば清瀬市の事例とか、その他、何か他市の事例で御参考になるようなことがあれば教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 樹木の再利用ということでございますが、少し調べさせていただきましたら、こ

の多摩地区では、清瀬市が切った樹木の幹を利用して、その幹を水平に切りますと円形のものができますけど、それで年輪プレートっていうものを作成してございます。これ令和元年4月上旬から実施ということで、市の木であるケヤキを再利用してるということでございます。

交通の妨げにより伐採したケヤキを利用して、直径最大14センチのプレートを作成してるということで、市の職員がレーザー加工機で、文字を焼きつけて作成してるということで、その切ったメインのところには令和とか平成という文字を焼きつけてる、そういうシリーズ化をして販売してるということで、1個300円で販売してるといことです。その後、令和元年5月からは年輪プレートと同サイズで、出生記念証や婚姻証明書を配布しているということで、市に出生届や婚姻届を提出した人で、緑地保全に500円以上の寄附をした希望者の方を対象に、そのプレートを配布してるといものでございます。

もう一つですね、これは市ではないんですけど、昭和記念公園ですね、これ国営ですので国でございすが、昭和記念公園での樹木の再利用ということで、昨年度の台風、平成30年度の台風24号で、倒木が昭和記念公園内で61本あり、半倒木が同数の61本、枝折れが6本、その他被害に遭った木が88本ということで、合計256本の被害があったそうなんですけど、これらの発生材は2,400立米に及ぶということで、全て処分するのではなく、カッティングボードや樹名板に再利用したということでございます。それから、園内の木工房で木材を利用した作品づくりを実施しているため、その際の木材としても有効利用したということを確認してございます。

枝折れは46本に訂正させていただきます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 樹木を製材化するというのも、またいろいろ手間もかかるし、お金もかかるんですけど、予防保全だったら、ことし何本、こうしますよということが決まれば、またその木を利用して、市の中の何に使えるかわかりませんが、例えばベンチつくったりとか、あそこにあった木がこういうふうになったのねっていうことで、そういう意味でもいい効果があるのではないかと思いますので、有効利用もあわせて研究していただければなというふうに思います。

プールのこと、樹木のことさせていただきましたけれども、どっちも余りもう時間がない、長期的に計画を立てないとどちらもできないので、早い時期の検討をお願いをしたいというふうに思っております。何とぞよろしく願いいたします。

樹木の質問も終了させていただきます。

最後に、学童保育についての質問をさせていただきます。これにつきましてはもうたくさんの質疑、また他の議員のお話の中で、この令和、来年度から学童保育の運営業務が民間に委託されるということは理解しておりますので、ここは子育てしやすいまちとして、これまでもさまざまな取り組みをしていただきました。また先ほどの御答弁の中にも、女性が就労していく中で、学童保育所の大切さも御答弁いただきました。今後、当市が目指す学童保育所の理想とか、また今後のこういう計画があるんだっていうような、東大和市のこの学童保育所の今後の希望、また未来ということで担当のお話を伺いたいと思っております。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、国の新・放課後子ども総合プランに基づきまして、これまでも子供たちの放課後の安全・安心な時間が過ごせるよう施策を進めてるところでございます。今後は、この国のプランに基づきまして、まず今年度中に策定する予定でございます次期の市の行動計画というものについても、これまでの状況等を踏まえながら適切に策定をしまいたいと考えております。その上で、今後は放課後児童クラブや放課後子ども教室、それから児童館などの地域のさまざまな施設とか、それから地域の

資源、それから地域にいらして下さって、今も活躍して頑張っておられますシニア世代を初めとするボランティアの方々など、皆様のお力もかりながら、子供たちの放課後の多様な体験などでもできるような、健全育成などを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 私が議員になった8年間の間でも、600近くの保育園の定員をふやしてきているという事は、当然それだけ就労してる女性の方がふえていて、小一の壁とかも言われてますけど、その点も東大和市、努力をして、待機児童が学童保育所でも出ないように御努力いただいていること、よく存じ上げております。本当にそういう意味では、社会全体で、まち全体で子育てをしていく、保育園また学童保育所だけではなくて、今部長が答弁いただきましたように、子育てしやすいまちとして、みんなで子育てにまた力を注いでいきたいと思っております。私も自分ができることを、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時48分 延会